

(仮称) 肥薩ウインドファーム

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

令和 3 年 4 月

電源開発株式会社

目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1)	意見書の提出期間	2
(2)	意見書の提出方法	2
(3)	意見書の提出状況	2
第2章	環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3
2.1	事業計画	3
2.2	環境影響評価	15

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月19日（火）

(2) 公告の方法

令和3年1月19日（火）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」及び「熊本日日新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

・電源開発株式会社 ホームページに令和3年1月19日（火）より掲載（別紙2参照）

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※鹿児島県、熊本県、鹿児島県出水市、鹿児島県伊佐市、熊本県水俣市のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す13箇所にて縦覧を実施した（参考資料参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・鹿児島県庁13階環境林務課
- ・出水市役所本庁舎1階生活環境課前
- ・出水市役所高尾野支所
- ・出水市役所野田支所
- ・伊佐市役所大口庁舎企画政策課
- ・熊本県庁本館1階情報プラザ
- ・水俣市役所仮庁舎1階ロビー
- ・水俣市立図書館1階ロビー
- ・水俣市立総合体育館2階ロビー
- ・水俣市総合もやい直しセンター もやい館2階受付前
- ・水俣市南部もやい直しセンター おれんじ館
- ・水俣市久木野ふるさとセンター 愛林館
- ・水俣市湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」1階休憩所

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和3年1月19日（火）から令和3年2月18日（木）まで
- ・縦覧時間：各縦覧場所の開庁日、開庁時間に準ずる。

（電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。）

※なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況を勘案し、令和2年2月2日（火）、3日（水）及び4日（木）の住民説明会を中止したことを受けて、令和3年2月18日（木）以降、令和3年3月4日（木）まで閲覧期間を延長した。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は31名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり予定したが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の踏まえた感染拡大防止の観点から説明会は中止した。なお、説明会資料は令和3年3月4日（木）まで電源開発株式会社のホームページにおいて公表した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和3年2月2日（火）19時～	伊佐市大口ふれあいセンター・多目的ホール	中止
令和3年2月3日（水）19時～	出水市中央公民館・小ホール	中止
令和3年2月4日（木）19時～	水俣市総合もやい直しセンター もやい館・もやいホール	中止

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月19日（火）から令和3年3月4日（木）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は34通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は34通132件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要を取りまとめるにあたっては、複数の意見をいただいているものについては、同じ趣旨の意見と考えられる意見を分類した上で取りまとめている。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

2.1 事業計画

(1) 事業計画全般

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	私は、出水市にて、現在貴社より縦覧されている、標記方法書に関し、環境保全の見地から、対象事業実施区域の設定について、専門家による十分な調査とその成果による計画の再検討(変更)を求めます。 1. 想定実施区域、特に出水市側は、日本風力サービス株式会社計画の出水・水俣ウインドファーム事業実施区域とほぼ重なっており、2事業個別の環境影響評価は現実的ではなく、併せた規模想定が必要である。	方法書 p267 に記載のとおり、「(仮称)出水水俣ウインドファーム事業」の事業想定区域は、概ね本事業実施区域と重複しており、当社の対象事業実施区域を除く箇所のみで他事業者が事業を実施することは困難であり事業が重複することはないと考えることから、「(仮称)出水水俣ウインドファーム事業」とのあわせた規模想定はしていません。
2	以下のとおり、地元新聞の世論欄に書きました。参考にしてください。 ■真の再生エネルギーを考える 言葉では美しい再生可能(自然)エネルギーの実態が、規模の巨大化により「反再生」「反自然」となってきた。自家用・自社用だった太陽光や水力、風力発電は再生可能エネルギーそのものだったが、再生の規模を超える過大な計画が次々と発表されている。 本県では風力発電が全国と比べても異常な数で計画されている。九州山地まで連なる陸上風力発電は事業者の計画が重複。吹上浜沖や北薩沖の洋上風力発電は風力の過大評価と暴風雨の過小評価、そして景観軽視により、非現実的とさえ思える。 陸上では調査時から保安林などを伐採し、建設時には本体と付帯設備用のために、より広い森林伐採が進む。洋上では風車の組み立てや運搬の港使用など、現地から離れた地域にも影響する。いずれも計画地周辺の山や海の動植物への影響や風水害の危険増、高周波騒音発生など、想定し得ないほど大きい影響が指摘されている。 計画通りの施設が山や海に林立すると景観への支障も致命的だ。都市への電力供給のために地方の環境を破壊する計画は抑制し、自家用の地産地消型発電などを推進すべきと考える。	本事業による環境影響については、方法書第6章に示した内容で適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の回避、低減に努めます。
3	対象事業の目的について 貴社は「方法書」の冒頭「第2章 2.1 対象事業の目的」で「地元自治体の出水市は『出水市環境基本計画』における重点施策に『省エネルギーへの取組、再生可能エネルギー普及の推進』が(中略)示されているなど、再生可能エネルギーの導入が推進されている。 (中略)クリーンエネルギーの供給を通じて、周辺自治体の取り組みへ即すとともに、事業を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを本事業の目的とする。」と、その目的を述べています。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	しかし、出水市の「環境基本計画」は策定された当時の渋谷市長による「はじめに」において「健全で恵み豊かな環境が現在から将来にわたって維持されるよう、環境への負荷の少ないよりよい社会を築き、安心して住み、働き、学び、憩うことのできる自然を生かしたよりよい環境を形成し、これを将来の市民へ引き継ぐために、また、総合的かつ計画的に推進するため（中略）本計画を策定いたしました。」と、その「基本理念」を述べています。この「基本理念」が出水市の「環境政策」の基盤となるものです。貴社が引用する「重点施策」はこの理念の下に策定された具体的一項目にすぎず、本事業計画はゴシック文字で引用した出水市の「環境基本計画」の「基本理念」の精神にそぐわないものと言わざるを得ません。 「周辺自治体の取り組みへ即す」というのであれば、以下述べます疑問・危惧もあり、この事業計画の白紙撤回、少なくとも地元住民が納得できる事業計画に根本的に作りかえるべきだと思います。 貴社の見解を伺います。	
4	事業終了後の後始末をどうするのか？ 事業終了後、風力発電機本体及びその基礎・杭の後始末をどうするのか？ その計画を具体的にお聞かせください。	事業終了後は基礎部分を含めてすべて撤去・原状復旧することを前提としておりますが、行政当局・地権者との今後の協議において決定して参ります。
5	巨大風力発電について 日本中どこにでもつくらないで下さい 地産地消をめざして人間のくらしも考えなおさなければならない時代に入ってると思うスローライフとかスモールイズビューティフルなんて言いますけれど もっともっととよくばりすぎてしまった人間。 地球は小さな星 その中にたくさんの生きもの。豊かな星。いのち。 ヒトもまた共に生かされて生きるためにコロナの時代の中にヒトの生き残る道がみえてくる 使いすての時代は終わった オール電化の時代は終わった 戦争のない時代になるために自然こそ命 自然こそ宝物 なむあみだぶつ。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。
6	わたり鳥のルートである、わたり鳥を減少・消滅したいのか？ 森林伐採で土砂崩れ、動植物が減少する。水の保水力も減り流れも変わる。近くは畜産を営む人々が暮らしている。 税金がもらえるから東京の人は熊本・鹿児島を壊し、利益を得るのか？九州は太陽光発電など余剰の時がある。 東京近郊に風力発電を作して下さい。送電ロスもありますし、原子力発電が無くなる訳ではないですよ。会社が違いますし、人口も減るのに、多量な電力が必要な都会近くで風力発電行して下さい。時代は地産・地消・節電です。住民の意見を全然聞いてませんね。事業者の見解は同じコメントばかり続きます。住民を馬鹿にしているとしか見えません。国が推進しているので田舎の人・動植物・地球の生き物は犠牲になっても良い、利益・税金も得られれば良いと考えてませんか？ 100年後に優しい事業を行って下さい。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えています。 本事業による環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えています。 なお、本事業により発電した電気は全量九州電力に売電いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
7	以下の点から環境の保全が困難と思われる、当事業の中止を求めます。 まずは、事業想定区域には、絶滅危惧種Ⅰ種のクマタカが棲息しています。「専門家等ヒアリング」の結果でも、棲息及び繁殖が多く確認されており、影響が高いと考えられる、とあります。クマタカは食物連鎖の頂点にあり、それだけ該当地区の自然が豊かであるということです。つまりクマタカは自然の豊かさの象徴です。実際「文献その他資料による動物相の概要」によると、鳥類は326種もいます。これらの鳥類に風力発電の建設は大きな影響を与えます。山が切り開かれ、生息地が破壊されるだけでなく、バードストライクの問題、さらに低周波の影響を受けて、クマタカが営巣を放棄したという報告もあちこちで上がっています（日本野鳥の会）。また、出水には干拓地に多くのツルが飛来しますが、今でも山を越して遠方の餌場を行き来する個体もいるため、影響が危惧されます。 さらに、問題が発生した時、あるいは施設の耐用年数が過ぎた時、誰が風車を撤去するのか、ということも不明確です。すでにその件でもめている自治体もあります。造りっ放しで後はどうにでもなれ、という姿勢は大迷惑です。自然再生エネルギー事業はもっとも自然を大事にしてこそ進められる事業です。	本事業による鳥類への影響については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。その中で、必要に応じ、専門家等の助言をいただきながら、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えています。 事業終了後は基礎部分を含めてすべて撤去・原状復旧することを前提としておりますが、行政当局・地権者との今後の協議において決定して参ります。
8	この計画は、田舎にとってメリットよりデメリットが大きすぎます。そしてまた、人家にも近く、巨大であるため基礎部の造成も大規模になるはずで。たとえ配慮されたとしても、これは自然破壊です。自然は人間だけのものではありませんので今以上自然環境を壊さないでいただきたい。電気も「地産・地消」「自家発電・自家消費」そして「節電」を進めるべきです。「メガ風力・メガソーラー発電」は、田舎で発電して送電ロスしながら大都市で消費するというのは「原子力発電と同じ構図」にはなりません。大都市部に作れないものを田舎に作らないでいただきたい。田舎を犠牲にします。田舎を壊さないで下さい。穏やかな暮らしを壊さないで下さい。豊かな自然を壊さないでいただきたい。大規模風力発電事業に強く反対いたします。そして白紙撤回を求めます。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。
9	風車の大きさはきちんと明示してありますが、地面の幅、広さは全く明示してありません。それを何基立てるといえるのですか？ いったい木を何本切る予定ですか？ いったい広さを何平方メートルこわすのですか？ 森林をこわすことで失われる広さは全く書いていない。 配慮するとか低減するとかでは意味がわかりません。 きちんと正確な数字を書いてください。 森林破壊、自然破壊となるこの計画に反対です。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 現時点では具体的な風車配置を含む工事計画は未定ですが、今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。
10	上場高原は畜産、酪農、稲作、園芸、養鶏、茶業と多種の農家があります。小学校もあります。上ってくるとちゅうはあじさい園、そしてコスモス公園があります。あの山々の景色、雲海、訪れる人々の多くはその自然の姿を見に来られます。この環境をあの大きな得体の知れない風車でこわさないでください。 この計画の白紙撤回をしてください。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
11	配慮書よりほんの少し離してこれで安全という立地になっていますが、住宅から 500m の近さです。畜産、酪農家のこんな近くによくも計画を立てたものだとあきれます。他にも、小学校、住宅が近くに多くあります。この計画を撤回してください。私たちの生活の場を何だと思っているのか、バカにするのもいいかげんにしてください。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。
12	国内でこの大きさの風車は一基も建設されていないし稼働していないと説明会で聞きました。それなのに音や低周波など予測できるのですか？配慮する低減するの文言で守られる自然や生活ではありません。 本当に風車は電力を作るのでしょうか？はっきりと何も書いてありません。 風速 24m/分になると止めるそうですが、それではいったい電力を生産する風速が年間何日見込まれるのか、それさえ書いてありません。環境アセスメント法には、それは必要ないのでしょうか？ 本当に電気を生み出し活用できるのかこの大きさの建物がこの地に建った風景を想像するだけで「ゾッ」とします。計画の反対を言います。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。 方法書 p292 に記載のとおり、風力発電機の音や超低周波音（低周波音を含む）の予測は、音の伝播理論式により予測を行います。また、予測計算は、今後の事業検討を踏まえ上で、採用予定の風力発電機メーカーの諸元データを基に行います。なお、現段階では、本事業で採用予定の風力発電機は未定のため、稼働停止するケースの風速も未定です。
13	配慮書で指摘された事項の検討課題について ①「配慮書」に対する、環境省、経済産業省、熊本県知事、鹿児島県知事の指摘事項、住民説明会、住民の意見について貴社は真摯に検討し、対処したとは考えられない。 特に建設予定地には、保安林、水源涵養林、水源地が多く、近くには住居、学校、施設、牧場があり、住民の健康、動植物に及ぼす影響について配慮、検討の跡が見られない。	方法書 p411、p413 に記載のとおり、配慮書における「事業実施想定区域」から方法書における「対象事業実施区域」を設定するにあたり、住民の方のご意見等を反映して、以下の配慮を行いました。 ①可能な限り風力発電機から住居までの距離を確保 ②景観資源への配慮（水俣大滝、轟脇の滝を除外） ③芦北海岸県立自然公園及び重要群落を除外 また、風力発電機設置尾根 500m 未満に住居が存在しないようにするため、配慮書における風力発電機設置範囲の一部を除外しました。 さらに、今後は、本事業による環境への影響について、方法書第 6 章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
14	②建設予定地の近くに他社の建設計画があり、上記①の関係者から、重複する他事業者との累積的影響を検討するよう意見が出されていたが貴社は、他社は「配慮書」が終了した段階で、具体的な風力発電機の配置等が不明で、累積的影響に関する環境影響評価の選定をしないとしているが、他事業者も現在「方法書」を作成し、縦覧中である。 従って、他社は配慮書の段階で具体的風車の位置等不明で累積影響については検討しないという理由は当たらない。現実に貴社は出水で「準備書」の縦覧と住民説明会を行い計画を先に進めている。	方法書 p269 に記載のとおり、累積的影響に係る選定項目として、渡り鳥、猛禽類、生態系、景観を取り扱います。 また、工事の実施に関しては、今後、隣接他事業の工事計画（工事用車両走行ルート、工事時期など）の最新情報を収集・整理して、必要に応じて工事に関する累積的影響を検討いたします。
15	計画の概要について ①貴社は本計画の概要について、「地球温暖化防止対策」と「エネルギー自給率の向上」をあげ、政府も 2050 年に向けて、CO2 削減に向けた取り組みを強化、自然エネルギー（再生エネルギー）の活用を力を注ぐ旨の方向性は理解している。しかし貴社の「風力発電は点的な開発行為であり、1 か所毎の面積も、2000～3000 m²と比較的比較的大きくないことから周辺環境へ与える影響については限定的と考えている」との考えについては、同意できない。 なぜならどんなに小さくとも、自然環境にそぐわない風車を建設して電気を起こすのであり、環境や健康、自然、動物、植物に影響を及ぼさなければならぬ。 貴社だけでも既に全国に多くの風力発電を建設し、これからも多くの風力発電を計画しているが、他の電力会社も同じ目的で工事を進められる計画を持っておられる事を考えると、数多くの風車が乱立し、周辺環境に与える影響は大きくなる。従ってまず、貴社の認識と計画を改め、いま問題になっている送電線網の強化や、洋上風力、大量蓄電器開発にシフトを変更されては如何か。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。
16	②全国の都道府県や市町村には、それぞれの地域にそれぞれの歴史と文化が存在する。 風力発電建設によって、水俣市や周辺市町村の自然、文化、現在の生活環境を悪化させないでほしい。 貴社や他社が風力発電建設を計画している予定地は、水俣市、出水市、伊佐郡、球磨郡の先人が、昔から（古くは石器時代）豊かな自然環境の中で生活し、生きてきた証、文化が残されており、遺跡等も数多く残されている。千数万年も受け継がれ、今も大事にしてきたそれらの生活、文化、遺跡等が、「風力発電環境に適している、地球温暖化防止のため、日本のエネルギー自給率向上のため」と、我々がこれからも、利益追求の犠牲になるのはごめんこうむりたい。 これまでも都会の大資本によって、犠牲になったのは地方であり田舎である。 都会で電力が必要であれば、都会に風力発電所等を建設すべきで、九州では、太陽光発電等の再生エネルギーを含め、電力は余っている。	本事業による環境への影響について、方法書第 6 章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。 また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えています。
17	③水俣市、出水市及びその近郊は、日本の経済成長政策、大企業の利益第一主義によって「水俣病」が発生し、命や健康被害、環境破壊に加え、住民同士が被害者・加害者に分断され、対立して来た歴史がある。また風評被害を始め、患者差別等で苦難の道を歩み続けて来た。 「水俣病は発生から 65 年が経過してもなお解決していない」そればかりか、国や県、チッソは被害者救済、環境復元を放棄し、水俣病を過去のものとして葬り去ろうとしている。このような苦い経験から、いま水俣市、出水市その近郊では、「環境モデル都市づくり、住民同士のもやい直し、持続可能な町づくりを模索している。 これ以上新たな風力発電建設によって予測される、自然環境の悪化と健康被害、地域住民の分断・差別を許すことはできない。	本事業による環境への影響について、方法書第 6 章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。 また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えています。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
18	4、建設予定地の問題点 1) 水俣市の湯出温泉、湯出七滝、矢筈山山頂、亀嶺峠、中尾山公園は、水俣市の観光地で名所、旧跡も多く水俣市民だけでなく、県外から多くの観光客が訪れ、温泉や景観、自然環境を楽しんでいる。貴社の風力発電建設計画により今後、観光や景観、自然環境、健康被害が予測される処から、風力発電建設計画を断念すべきである。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えています。 本事業による環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。
19	2) 水俣市の頭石地区、招川内地区、湯出地区、大森地区、木臼野地区、茂川地区、野川・長崎地区、鬼嶽地区、石飛地区、薄原地区、石坂川地区、深川地区など風力建設予定の近くには多くの民家、学校、福祉施設等が存在する。 またお茶、ブルーベリー、みかん、お茶、サラダ玉ねぎは水俣市の特産品として全国的にも有名であり、野菜、米も豊富な水に恵まれ、おいしさが有名である。 これらの産物が、風力発電から出る騒音、低周波、超低周波によって、健康被害が心配され、農作物、特にお茶、ブルーベリーは、風向による気流の影響を受ける。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。
20	毎日のお仕事お疲れ様です。 初めに、私共の住む伊佐市は県内でも主な米の生産地となっており、県外への出荷もされ、米を作っている市民は日々丹精込めて世話をしております。古い時代から守られ市民の誇りでもある米づくりです。この生活背景を知っていただきたく存じます。 この米を育てるためには、水田の水が重要です。水によって生産が左右される稲作では、水量についても水質についても気を配り、安心安全な美味しいお米を生産するために市も力を入れております。 伊佐市は豊かな山の木々に恵まれ、稲作に必要な水を与えてくれます。日本の国土の約3分の2が森林ですから、日本の国土は水が豊かでその恩恵を受けて人々は命をつないできました。この森林を伐ることは、水を蓄える力（保水力）を弱め、伐採地が広がるほど土砂崩れを起こしたり、川の氾濫を招いたりする原因となります。また、伐採方法によっては川の水脈を分断し、流れを変えてしまうこともあります。 実際に2020年7月の集中豪雨の折には、山野地区一帯の田んぼが水に浸かりお米が収穫できなかった田んぼが少なくありませんでした。山の伐採が続いていることを懸念している市民の声もあります。 そこで、次のような4点について、別紙意見を述べ質問いたします。 1 住民の生活や農業に与える影響について 2 耐用年数に達したブレード等の処分方法について 3 低周波等による住民の健康被害や事故等の危険について 4 持続可能な社会の実現のために生かされるか 1 今回一カ所に複数の風車をつくるためには、多くの森林が伐られてしまうことになります。建設地のみならず、巨大なブレードを運搬するための林道も必要になります。工事のための建材を運び込むための空地の確保のために森林を拓くことになるのは容易に想像できますが貴社の方法書には、その工事によってどれだけの田に影響が及ぶのか明らかにされておりませんので、伊佐米を主要な産物とする市の市民としましては大変危惧しております。適切な回答をお願いいたします。	事業による伐採は最小限に抑える計画となるよう検討します。田への影響については、河川の水質が関係すると考えますが、河川の水質への影響については、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
21	2 また、再生可能エネルギーとされる風力発電ですが、1基あたり60mほどの長さの羽が3枚ずつ取り付けられ、重量を支えるためには地下深く土台を設置し、大量のコンクリート等も使用される由、設計図等で確認させていただきました。これらの機材を生産する工程には多大な材料やエネルギーを要しますし、耐用年数を経過した後老朽化した機材をどのように処分するかも方法書の中には記載されておらず、住んで生活を営んでいる市民にとりましてはたいへん不安に感じます。大きな羽・ブレードが放置されれば、さまざまな事故につながりかねず生命の危機さえ感じます。適切な回答をお願いいたします。	事業終了後は基礎部分を含めてすべて撤去・原状復旧することを前提としておりますが、行政当局・地権者との今後の協議において決定して参ります。
22	3 さらに、風車が回ることによって発生する低周波により近隣住民の健康にも影響があることをこれまでの建設地の住民の声として聴いたことがあります。さまざまな体調の不調が表れ、その症状によって日常生活を正常に営むことができず精神病に圧迫されている実態があります。お隣の水俣はかつて「水俣病」という大変な公害病に苦しみ、疑いがあっても有機水銀が原因ということを確認せず被害を大きくしてしまった工場のある市です。疑いがあることは、きちんと調べて「絶対に被害がない」ということを保証してもらわなければ人権は守られません。 低周波による健康被害について市民に納得いく回答をしてください。	超低周波音(低周波音を含む)の影響については、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えています。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)によると、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは、20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」ことが記載されております。
23	4 風車により一時的につくり出されるエネルギー量と、そのために失ってしまうリスクを比較したとき、市民としても日本の国の全体的視点からも明らかに風車をつくらない方が有効であることが想像できます。 風車設置について全く合理的ではなく、立地場所として選ばれた市町村の受ける損害の大きさが容易に想像できるので、住民の立場に立っていただき、今回の計画を根本から見直していただくことを切実に要望いたします。 <付記> 地域住民説明会説明会等は中止になっておりますが、必ず実施していただきますようお願い申し上げます。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。 住民説明会の開催については、多数の皆様の市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言および当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 中止と致しました住民説明会に代わり、今後、改めて説明の機会を設けて参ります。

(2) 災害面・安全面

No.	一般の意見の概要	事業者見解
24	・風車の耐震性について教えてください。 ・風車の耐風性について教えてください。 ・山頂での、建設予定地付近での最大降水量をどの程度に見積もっているのか教えてください。	風車の耐震性及び耐風性については、現時点で具体的な風車機種が決まっていないことから、お答えすることが出来ませんが、設置にあたっては、これらの項目について国及び第三者機関の厳格な審査を経ることになっております。 また、最大降水量については、今後の許認可協議の中において、当該時点における法令基準及び関係機関からの指導に基づき、適切に見積もるとともに、それを満足する計画を策定して参ります。
25	出水市の軸谷川から水俣市湧出川線は、活断層の出水断層であり、更に隣接する八代海は日奈久断層の延長があり、昨年末にも地震が観測された。これらの活断層がもし活動すればその影響は計り知れず、尾根部に立地する巨大建造物は崩壊の危機を免れない。 風車から出る低周波音が問題である。低周波は人の耳の内耳にある卵形嚢・球形嚢で感じ、小さな音でも睡眠障害やめまい・頭痛・肩こりを引き起こす。WHOは1999年に「低周波音は低い音圧レベルでも休息や睡眠を妨害する可能性がある」という。 石狩湾新港洋上風力発電事業(3200kw×7基)では、立地より2km周辺で症状発生率2～5%とされている。低周波は遠くまで届きやすく減衰率は小さいため、4300kw型の風車であれば、もつと遠方まで影響は広がる。 動植物はもちろんであるが、人に関する影響を最優先するべきである。計画を見ると、最も近い住居まで500m足らずであり、学校まで2kmしか離れておらず、その間にも多数の住居が存在する。このように既に居住している住民に影響を及ぼす様な計画は認めることは出来ない。 以上の理由から、完全撤退をお願いする。	風力発電機設計の安全性は電気事業法に基づく審査にしたがい許可が下りるものであり、最新の知見に基づく厳しい基準にて審査が行われることから、災害が発生する可能性は限りなく小さいと考えています。 本事業による騒音、超低周波音、動物、植物等の環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。
26	3.1.4 地質・地形は国交省・レッドデータブックの資料ですが、ボーリングは事業者ではやっていないのですか？ ・基礎の概要は？杭は必要なのか？ ・水害・土砂崩壊の対策は 想定外という言葉は使用しない 異常気象という言葉は使用しない 今は平時でいつでもどこでおきて、おかしくない ※地産地消 地元にはなにが還元されるか。 ※地元住民の声を十分に聞いてもらいたい。 国民の安全安心・命を守ると総理は言っている。自分達だけよければいいの。	ボーリング調査については、具体的な風車配置が決定した段階で実施し、その結果をもとに基礎及び杭について具体的に検討致します。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。
27	〔要約書〕P26 4.2 総合評価 ・・・重大な環境影響は回避又は低減できる可能性が高いものと評価する。と書かれているが、建設予定地の地表が削られるため、地表が生命の動植物 例えば、シイ・カシ等や苔・シダ類が絶滅に向かうものも多く考えられ、また、それらを食草や住処とするクマタカやヤマネ等の天然記念物も姿を消すことが予想されるため問題が多い。 2、風車を建設するため、山くずれや土砂くずれが予想されて心配である 3、水源保水林がかなり伐採されるため市民の飲料水の心配が付きにくい。 4、低周波公害の影響が依然として残る。 以上4点等の影響や心配から白紙撤回をお願いしたい。	本事業による環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
28	これまで市内（旧出水市）の山林に送電線の鉄とうを何基も九電が設置し、山を削った箇所は当初植栽がなされていたが、後は野となれ山となれの状態で今すぐにでも土砂が流出する箇所がいくつもあります。これでは環境破壊と土砂流出につながるのではないか。	本事業による環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。
29	この環境影響評価法は豪雨や土砂災害は問題にはしないのでしょうか？方法書を読んでいてそのことに触れないのはおかしいと思います。近年の豪雨、洪水、台風、そして雷に対してのことが全く理解できません。 森林の木を切ることこそ土を掘ることこそ環境破壊となると思うのですが？ 本当に再エネと言えるのですか？ 風は再生できても山や環境の再生は不可能です。それをたった20年間しか使わない大きな化物の為に木を切り山を崩さないでほしい。 白紙撤回してください。	ご意見ありがとうございます。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。
30	環境要素区分の「その他の環境」として（その他“洪水分析”）を設定すべきである。そして実施すべきである。米之津川は平成18年に洪水が発生し、市内中心部一円が水没し、多くの被害が出ました。（商店街、市役所、消防署等）昨年の熊本県球磨川流域の大規模な水害は記憶に新しいところです。この米之津川もあと1時間降り続いたら洪水となる可能性が高かったです。国は重要な施策として「防災・減災・国土強靱化」を打ち出しましたが、洪水分析を実施しない風力発電計画はこの施策に逆行（行）するものです。分析は近接する他の計画も含め、累積的影響を考慮すべきことは言うまでもありません！場合によっては、工事中及び供用時における濁水によって、数日間川の漁業に影響を及ぼすことになり、補償問題に発展することが考えられます。	環境影響評価では、環境影響評価法において「参考項目」として、標準的に扱うべき項目が示されており、ご指摘の洪水については、本項目に該当しないことから選定しておりません。 洪水を含めた下流域への影響については、今後の森林法に基づく手続きにおいて、ご審査をいただくこととなりますが、審査基準や関係当局等のご指導に基づき、十分な安全率を考慮した調整池等の排水設備を設置するなど、万全な対策を講じてまいります。
31	尾根直近西側には出水活断層が存在しているが、計画風車の耐震設計値を公表されたい！ 先月の東北地震では深度6.5に耐えるとして設置されていた、新幹線の電柱が破壊されている。断層の存在が、明らかである所に（近くに）は風力発電機は設置すべきではない。	現時点では具体的な風車機種が決まっていないことから、耐震設計値をお答えすることが出来ませんが、設置にあたっては、耐震性を含め、国及び第三者機関の厳格な審査を経ることになっております。
32	御社の資料を読んでも、どこにも令和2年11月15日の防災訓練の事に触れていません。 2003年7月の土砂崩れの時には、水俣市に15人の死者が出るという大変な災害だったのに、その事を考慮しますと書いてはあるものの、防災訓練を無視した資料を公に出すという姿勢は甚だ疑問を感じます。 ぜひ、水俣市役所を訪問されて、現地の詳しい状況を調査される事をお勧めします。	ご意見ありがとうございます。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。
33	頭石地区は、頭石川にかかった大きな石で有名で見学者が絶えない。またこの地域は、田舎の風土と自然を生かし、村丸ごと博物館として、現在環境学習の場として訪れる人も多く、村人たちが新しいコミュニティづくりに励んでいる。頭石地区も三方山に囲まれ、土砂崩れや川の氾濫が起こりやすい場所で、今回の風力発電建設計画で、より大きな影響が及ぶ可能性があり、土砂崩れや河川の氾濫が危惧される。	ご意見ありがとうございます。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。

(3) 保安林等

No.	一般の意見の概要	事業者見解
34	『方法書』の内容：「保安林」のこと。99 ページの図は「重要な自然環境のまとまりの場」であり、157 ページの図「国有林、保安林の指定状況」である。この両図を合わせ見ると伊佐市域での建設予定地は、すべて「水源かん養保安林」「国有林」の区域である。眺望のこと。238 ページに主要な眺望点が記載してあり、11 か所が表と図で示してある。これらの内実は、「配慮書」も「方法書」も同じである。そして 240 ページ以下には予測項目、予測手法、予測地域、予測結果などが明記してある。244 ページ以下には、これらの地点に関して評価手法、評価結果が述べてある。 意見、質問：「水源かん養保安林」のこと。伊佐市域での「保安林」区域での、風力発電建設は、避けるべきではないのか。「保安林解除」の見通しが、具体的にあるのでしょうか。鹿児島県知事の判断で「保安林解除」が可能という根拠があったら、お示しください。	現時点では具体的な風車配置が決まっておりませんが、保安林における風力発電機設置については、環境影響評価手続きおよび関係機関との協議・指導に基づき、適切に検討して参ります。
35	水源涵養保安林について 「図 3. 2-13 国有林・保安林の指定状況」をみると、事業実施想定区域のほとんどが「水源涵養保安林」に指定されています。また、「図 3. 2-6 (2) 給水区域及び水源の状況」をみると、事業実施区域及びその周辺に「水源、配水池、水道施設」が相当数設置され出水市民、水俣市民の水源となっています。言うまでもなく水は人の命と生活を支える根源的なものです。本事業計画はこれらの「水源、配水池、水道施設」に甚大な被害をもたらすのではないかと危惧されます。 この数年の雨の降り方は尋常ではありません。昨年の「令和 2 年 7 月豪雨」は本事業実施想定区域である水俣市及びお隣の芦北町、津奈木町、球磨村、人吉市など広範な地域に甚大な災害をもたらしました。この時の 24 時間雨量は芦北町、津奈木町：約 700mm、水俣市、球磨村、人吉市：約 600mm (7 月 4 日) を記録しています (令和 2 年 8 月 31 日・気象庁)。また一昨年の台風 19 号 (12～13 日) では、長野県から宮城県にかけた広範な地域に 24 時間・約 1000～700mm の大雨をもたらしています。 これらの気象条件を考えたとき、これ以上の「水源涵養保安林の解除」、樹木の伐採は許されません。本事業計画の白紙撤回を求めます。 貴社の見解を伺います。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えています。また、工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面対策として植生機材基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。道路の側溝に流れ込む水については、可能な限り分散して排水し、集水域をまたいだ水の移動を極力なくするとともに、建設前後の雨水量の変化が大きい箇所には、調整池を設置し建設前後で雨水量が変化しない対策を行います。
36	出水市山間部の風力発電計画の白紙撤回を求める。 理由は、想定される区域・周辺は出水市の水道事業計画にあるように、上水道、簡易水道の取水池に指定されている。無謀な巨大風車建設に伴って、出水市民の生命と生活の源泉である水道水が汚染される心配が大である。 該当地域は、森林法に基づく水源涵養保安林にも指定されている。経済活動を優先させる為に、法をないがしろにする行為は絶対に許されないはずだ。事業進行のため、保安林を解除して済む問題ではない。 1 基 130m の更地造成のため、樹木の伐採、土石の除去による濁水、土砂流出など、林地崩壊の災害を招く危険もある。 改めて、計画の白紙撤回を求める。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えています。 本事業による環境への影響について、方法書第 6 章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えています。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
37	風力発電計画地は大半が国有林・県有林などの公有林で、水源保安林、土砂流防備保安林です。水俣川など主要河川の水源です。山間部とその には数多くの井戸や、簡易水道があります。植林地の手入れ不足による山地荒廃もあって、湯出地区など水量不足が心配されている水源もあります。 水俣市は水俣病の教訓を生かして 1992 年（平成 4 年）に日本初の「環境モデル都市づくり」宣言をしました。2008 年（平成 20 年）には国の「環境モデル都市」今年 7 月には持続可能な開発を目標とする「SDGs 未来都市」に選定されました。これらを受けた「第 6 次水俣市総合計画」では「次世代につなぐ環境づくり」など 4 項目を基本目標にあげています。以上の件を含め、騒音、低周波音など健康被害も考えられるため貴社の計画に絶対反対します。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。
38	貴社の建設予定地は、その多くが国有林であり、保安林、水源涵養林となっており、水俣川、湯出川は水俣市民の水源地で、川や海の豊かな生態をはぐくみ、地域の簡易水道の水源として、また農作物の用水として利用されている。 しかし、風車建設の影響で、土砂崩れ、水の濁り、川の氾濫（洪水）が心配され、大規模な被害が予測される。従って風力発電建設計画の中止を求めるものである。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えています。 本事業による環境への影響について、方法書第 6 章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。

(4) 水源

No.	一般の意見の概要	事業者見解
39	計画地内の山林には簡易水道の水源があるが、土砂の堀削などによって、水が出なくなるような事は起こらないのか、又、にぎったりするのでは？	風力発電事業は大規模に面的な開発を行う事業ではないため、事業により改変される面積は、面開発事業に比べると小さく、下流への水源地への影響は大きくないと考えていますが、今後の方法書以降の現地調査において、水質の現況を把握し、予測、評価を行い、その結果を踏まえて、環境保全措置を検討したいと考えています。 また、これらの結果については、準備書段階でご説明させていただくとともに、今後も住民の皆様のご意見を伺う機会を設けながら、皆様のご意見も反映しながら、また、事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
40	水俣の水道水の 98% は地下水です。おいしい水として茶道の発展した理由になったくらいです。その地下水を守るため、水俣周囲の山林は大切な役を果たしています。その水源涵養保安林に、風力発電機をつくらうとしていますが、その影響は問題だと思います。影響がないように設置することは不可能だと思いますが、そうでないというならその根拠を具体的に示して下さい。 そのおいしい地下水は、大昔の火山がもたらしてくれたものですが、逆に崩れやすいというデメリットもあります。今でも気候変動が激しく、昨年のような大雨、それ以上のことが今後もあり得ます。取付は工事の道路も含め、森林破壊をした後の山をどう修復するのですか？具体的に示して下さい。水俣は土石流の大き	風力発電事業は大規模に面的な開発を行う事業ではないため、事業により改変される面積は、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られる道路等と比べると影響は小さいものと考えています。 今後は、水質に関しても適切に調査及び予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、事業による影響の回避・低減に努めます。 現時点の事業計画の熟度は方法書に記載のとおりですが、今後、事業計画を詳細に

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	な被害を出した市です。絶対に被害を出さない対策を具体的に示して下さい。	検討し、準備書において、出来る限り具体的な事業計画をお示しいたします。 また、本事業の実施に際しては、可能な限り改変面積、森林伐採面積が少なくなるよう努めますが、引き続き関係当局と相談・協議しながら、周辺森林・保安林機能への影響が最小限となるような事業計画としてまいります。 今後も本事業についてご地元の方々にご理解いただけるよう努めたいと考えています。

(5) 文化財

No.	一般の意見の概要	事業者見解
41	質問、意見：44 ページ以下に幾たびか引かれている「文化財保護法」についての対応は、熊本県知事の意見(379 ページ)を踏まえており、常識的であり、合法でありましょう。 知事の意見は見当たりませんが、鹿児島県内においても、同じような対応と理解します。	今後も方法書以降の手続きに並行して、事業計画についても詳細な検討を進めます。事業計画の詳細な検討に際しては、埋蔵文化財の状況を踏まえた上で、関係機関と事前協議を行い、検討を進めます。また、開発・計画にあたっては、関係県・市の文化財担当部署との事前協議を行い、指導を仰ぎます。 鹿児島県内においても、上記と同様の対応を行います。
42	埋蔵文化財に関することで、前回の意見書(2020 年 7 月)で書き漏らしたことを以下に記しておきます。 今回の『方法書』の「風力発電機設置想定範囲」(5 ページの図)をみますと、標高 500 メートルよりも高いところの平坦面を多く含む区域になっています。この鹿児島県出水市域、伊佐市域、熊本県水俣市域の大部分の範囲は、戦後開拓の農地になることがなく樹林地だったところです。なので、昭和 40 年代には踏査ができなかったエリアであり、以後現在まで、遺跡の有無に関しては鹿児島県教育委員会、熊本県教育委員会による踏査、所在確認調査が未着手な区域かと思われます。地図から判読すると、上場遺跡、郷田遺跡、日東遺跡、石飛遺跡などに類似、匹敵する埋もれた良好な遺跡が予想されます。 工事用道路の造成時を含めて、良好な遺跡の検出がなされるならば、その時点で「遺跡保存」の意見を述べることにします。	今後も方法書以降の手続きに並行して、事業計画についても詳細な検討を進めます。事業計画の詳細な検討に際しては、埋蔵文化財の状況を踏まえた上で、関係機関と事前協議を行い、検討を進めます。また、開発・計画にあたっては、関係県・市の文化財担当部署との事前協議を行い、指導を仰ぎます。
43	上場高原一帯は、旧石器時代の遺跡が集中し、石器土器が数多く散見される場所である。人類文化最古の時代の遺跡として考古学上重要な地として注目され、出水市の指定文化財として保存されている。隣接する伊佐市も同様と思われる。 よって、この地区、周辺に計画されている風力発電施設は適切でない。 さらに、この地区周辺は、出水市水道事業の配水池も数カ所設置され、上場地区簡易水道の水源地として地区住民の生命、生活を支えている。 巨大風力発電計画の白紙撤回を求める。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えています。 本事業による環境への影響について、方法書第 6 章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 また、埋蔵文化財に関しては、詳細な造成計画が決まった段階で、関係市の教育委員会に事前協議を行い、適切な対応を行います。 水源にも配慮した事業計画を検討いたします。

(6) 事業者間調整

No.	一般の意見の概要	事業者見解
44	『方法書』の内容：これまでの「風力発電機設置想定範囲」が『準備書』では、いくぶん変更になったことは理解しました（3～5 ページの説明、図など）。 15 ページの「（e）稼働中及び計画中の風力発電所の状況について」において出水市内において、日本風力サービス株式会社の計画と重複していることが明記してある（16 ページの図）。 意見、質問：251 ページ以下の「経済産業大臣の意見」には、競合、重複する場所・地域に関しては、事業者間で調整するように、と明記してある。さらに、255 ページには「以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること」との文言もある。この事業者間での調整内容など、早急に示していただきたい。その際は、行政指導の内容はもとより、法的な根拠なども記載してあるのでしょうか。何年、何月頃に明らかになるのでしょうか。	本事業は、今後の現地調査をもとに具体的な事業計画を策定していくことから、現時点では事業者間での調整は実施しておりません。今後、具体的な事業計画を策定する段階において、可能な限り調整を行って参りたいと考えております。
45	「配慮書」に対する意見で環境省、熊本県、鹿児島県知事は「関係する事業者で話し合いを行うよう」述べているが、他事業者との話し合いを行っていない。	事業者間調整に関しては、今後、具体的な事業計画を策定する段階において、可能な限り調整を行って参りたいと考えております。

(7) その他

No.	一般の意見の概要	事業者見解
46	本事業区域内には伊佐市側にも牧場があります。ヒトだけでなく乳牛に対する設備供用時の騒音、超低周波音並びに振動による乳量への影響はないでしょうか。是非とも調査、検討、評価をしてください。	弊社所有の風力発電施設のうち、牧場内若しくは牧場に近接した場所で稼働している風力発電施設が、数か所ありますが、乳牛の乳量に影響が出たという事例はなく、今後も影響はないものと考えています。

2.2 環境影響評価

(1) 環境全般

No.	一般の意見の概要	事業者見解
47	湯出の予定地の山となっている、山の頂上に、地震の為亀裂が走っている事、その為災害が起きる可能性が生じる事が考えられる。 又、山に生る動物の生る術を奪う事になり、強いては人間の生活にも悪影響が出る。今にも山に生きる動物の命となる餌場がなくなりつつ有る。 風力発電のプロペラの低周波の影響、人間の心や体に大きな影響を与えろと思ひ、低周波音の身体と精神へのさまざまな影響が有る、起こると思ふ。 山の頂上を切り開く事により、自然災害が起りやすくなり又は、湯の鶴の水源である、水が枯渇するかもしれない。水脈が変わり、水量が減る事も考えられる。水は天からの恵みである。自然あつての水である。	本事業による環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）によると、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは、20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」ことが記載されております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
48	私達の住む湯出地区は、自然豊か 学校 児童養護施設、湯楽施設、温泉宿泊等があります。又、水源として各地域では、山頂より水道水として水を確保し生活しております。 山に囲まれた谷底、川沿いに多くの住宅があります。 傾斜危険地域でいつでも災害がおきる可能性があります。 豊かな自然をこわさないで下さい。	本事業による環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。 また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。
49	「P269 の累積影響調査について」鶴の渡り、生態系、景観、について測定する旨を記載しているが、その他についても追加、測定すべきである。	方法書 p269 に記載のとおり、累積的影響に係る選定項目として、渡り鳥、猛禽類、生態系、景観を取り扱います。 また、工事の実施に関しては、今後、隣接他事業の工事計画（工事車両走行ルート、工事時期など）の最新情報を収集・整理して、必要に応じて工事に関する累積的影響を検討いたします。
50	配慮書に対する鹿児島県知事の以下の各意見について、①どの点を②誰と③どのように検討して④どんな経緯で方法書にある事業者見解に至ったのか、「検討経緯及びその内容」を一般市民に分かるように、かつできるだけ詳しく教えてください。 総括事項（1）対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び付帯設備（以下「風力発電設備等」という）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備等の配置等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。 また、配置等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。 （2）環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。 また、環境への影響の回避、低減ができない場合は、風力発電設備の設置基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。 （3）事業実施想定区域及びその周辺では、他事業者による風力発電所の設置計画に係る環境影響評価手続きが進められており、近接して風力発電所が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等については、事業者間で十分に協議・調整を行った上で、実現可能な事業計画を方法書に記載すること。 また、他事業者が計画している風力発電所との累積的な影響が生じることが懸念されることから、その影響について検討し、適切に調査、予測、及び評価を行うこと。 （4）本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続きを実施すること。	配慮書に対する鹿児島県知事の各意見について、事業者が環境影響評価手続、事業計画等の進捗の程度を勘案し、適切に回答できる内容として作成しました。 以下のすべての意見の見解について同様です。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。 (5) 環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び関係市の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。	
51	様々な項目についての評価の手法が「環境影響が実行可能な範囲内で回避又は軽減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適切になされているかを評価する」となっています。しかし、①検討及び評価の主体が第三者ではなく事業主体であること、②「実行可能な範囲内」の基準が不明確、③「回避又は軽減」なら軽減のみで配慮ありとなってしまうため、この評価方法は不適切だと思えます。	方法書を含め、環境影響評価手続きで作成する図書作成に際しては、各分野の専門家からその内容についてご確認いただき、妥当性を確認いただきます。また、縦覧手続きの中で、広く様々な方にご確認いただくとともに、内容について問題点があれば、ご指摘いただき、間違った点があれば、修正することとしています。今後、県や国でも確認、審査され、その結果に基づき、方法書の内容を必要に応じて見直します。今後作成する準備書においても同様の手続き、審査を経ることになります。
52	経産大臣の意見書(4)土地の改変に伴う自然環境に対する影響：「設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること」とあるのに、事業者見解は「『必要に応じて』専門家の助言もいただきながら検討を行う」と書かれています。これでは事業者が必要ないと判断すれば専門家の助言は求めないことになって、妥当ではないと思われます。経産大臣の意見書を尊重して、設備等の配置等の検討に当たっては、必ず専門家等からの助言を踏まえてください。	本事業による自然環境への影響については、方法書第6章に示したとおり、調査、予測及び評価を行い、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。方法書作成にあたっては、方法書p271～279に記載したとおり、調査、予測、評価の手法について、専門家等から助言をいただき整理しました。準備書段階においても、今後の事業計画の検討による風力発電機の配置案を踏まえ、予測・評価を行うとともに、調査、予測、評価の結果について、専門家等からの助言をいただき整理しますので、設備等の配置等についてもご助言をいただけるものと考えています。

(2) 騒音・超低周波音等

No.	一般の意見の概要	事業者見解
53	「風力発電機設置想定範囲」が人家、学校などからあまりにも近すぎるという問題 この「風力発電機設置想定範囲」の設定は“常軌を逸した”としか言いようがありません。 0.0～0.5kmに4軒、0.5～1.0kmに68軒、1.0～1.5kmに146軒、1.5～2.0kmに191軒、計409軒。児童養護施設「湯出光明童園」まで1km、湯出小・1.2km、特別養護老人ホーム「ビハールまどか」1.6km、緑東中、葛渡小・2.4km、上上場小、大川内中・2.2km、大川内小・2.3kmという距離です。 本事業計画の発電機出力は4,300kWで、貴社の説明によると未だ日本国内でこれだけの規模の風力発電機は稼働していないということです。この地域で稼働している風力発電機の出力は2,300kWで、その規模を比較すると、全高で1.26倍、ローター径で1.59倍となります。これだけの規模になったとき、どれだけの騒音(風切り音)、低周波・超低周波音になるのか?上記の人家からの近さを考えあわせたとき、どれだけの影響、被害をおよぼすのか?稼働してから「やはり影響が出ました」では遅すぎます。確たるデータに基づいた貴社の見解をお聞かせください。	騒音、超低周波音の影響については、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
54	調査・予測・評価の項目について 「環境影響評価項目」（表 6. 1-2）によれば、大気環境騒音の項目に騒音、超低周波しか調査対象になっていない。 なぜ低周波は測定しないのか。環境省は低周波について、「低周波音による心身に関わる苦情に関する参考値以下であっても低周波音の影響の可能性について」慎重な判断を要する場合があることを引き続き徹底するよう各都道府県、市特別区の担当者に事務連絡を何回も行っている。 日本国内・外で現実には、低周波音によると思われる健康障害が発生し、裁判になっているところもあり、貴社が環境影響評価項目から低周波に関する調査を除外するのは問題である。なお測定は、風車からの距離 2km ではなく、5km まで測定すべきである。（外国の例では、影響が 10km におよぶとの報告もある）	低周波音は超低周波音に含め、環境要素として選定しており調査対象としています。低周波音を含む騒音の影響については、方法書第 6 章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 「風力発電所施設から発生する騒音等への対応について」（2016 年、風力発電所施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）に記載の周囲 1km を踏まえ、安全側を考慮して施設の稼働による騒音の調査範囲は概ね 2km 範囲を対象としています。
55	「大気環境の騒音について」、工事用資材搬入時の騒音、振動を、平日及び土曜の昼間（6～22 時）県道 447 号線に 2 か所、県道 228 号線に 1 か所計 3 か所で、それぞれの箇所 1 回調査する旨が記載されている。 測定については、昼間（6 時～22 時）に 1 回ではなく、朝、昼、夜（例えば 8、14、18 時）と、一日に 3 回測定すべきである。また測定箇所についても搬入、搬出場所の途中（ある程度市街地に）2 か所を追加する必要がある。	騒音調査の調査時間を 6～22 時としていることは、騒音に係る環境基準の昼間の時間区分が 6 時～22 時となっており、その時間区分にあわせてためです。また、調査期間の 6 時から 22 時の期間は継続的に測定しますので、8 時、14 時、18 時の時間帯の騒音も計測します。 工事用資材等の搬出入路は検討中ですが、改変区域などを幅広く想定して調査地点を設定しているため、周辺環境の現況は適切に把握できると考えています。 なお、調査地点は国道 447 号、国道 268 号、県道水俣出水線沿いに各 1 点設定しています。
56	「建設機械の稼働時における振動、騒音について」平日及び土曜の昼間（6～22 時）、測定点 5 箇所それぞれの箇所 1 回調査する旨が記載されている。しかし建設機械の稼働は、8 時～18 時くらいには終了すべきで、夜間の作業は問題がある。 測定も昼間 1 回ではなく、9 時、14 時、17 時位に一日 3 回行い、測定箇所を 5 か所ではなく、茂川・長崎、石坂川、薄原を加え、8 か所にすべきである。	本事業に係る工事に関して夜間作業は予定しません。騒音調査の調査時間を 6～22 時としていることは、騒音に係る環境基準の昼間の時間区分が 6 時～22 時となっており、その時間区分にあわせてためです。また、調査期間の 6 時から 22 時の期間は継続的に測定しますので 9 時、14 時、17 時の時間帯の騒音も計測します。 工事計画は検討中ですが、改変区域などを幅広く想定して調査地点を設定しているため、周辺環境の現況は適切に把握できると考えています。 なお、建設機械の稼働における振動は環境項目として選定していません。
57	「施設の稼働による騒音、および超低周波音の調査は」、低周波音を加え、環境騒音、低周波音、超低周波音について、4 季×3 日間ではなく、少なくとも 4 季×3 日間を 2～3 回は行うべきである。測定場所は、12 か所ではなく、建設予定地に近い、招内川地区、木臼野地区、大森地区を増やすべきである。	「施設の稼働による騒音の調査内容は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月、環水大発第 1705261 号）に準拠した内容で計画しています。 また、超低周波音レベルは「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境庁大気保全局）に準拠した内容で計画しています。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
		調査地点は、方法書 p294 に記載のとおり、風力発電機設置想定範囲に近い集落付近を抽出して設定しており、現在の調査地点で周辺環境の現況は適切に把握できると考えています。 なお、招内川地区はWN6 地点で設定しています。
58	大気環境に対する影響についての県知事意見は「工事中及び共用時における騒音及び超低周波音並びに振動による 20 生活環境への重大な影響が懸念される」とあるのに、事業者見解では共用時における振動についての調査、予測及び評価が抜けています。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月、経済産業省 産業保安グループ 電力安全課）に記載のとおり、風力発電所の共用時の振動については、特段問題となるような振動レベルではないことから、振動は調査対象とする参考項目として設定されていません。 本事業においても、他の風力発電事業と同様に風力発電所の共用時の振動について、特段問題となるような振動レベルではないと考えることから、振動は環境項目として選定していません。

(3) 風車の影等

No.	一般の意見の概要	事業者見解
59	環境保全の見地から、下記環境影響評価方法書の方法では、調査内容が不十分な為、本事業実施想定区域で暮らす住民、加えて福祉施設を利用する多くの人たちの今後の生活を取り巻く環境を保全することはできないと考えます。調査方法の変更と事業の見直しを検討してください。 4. (2) 環境影響評価の項目 ■風車の影・施設の稼働による風車の影について、調査を、「風力発電機設置想定範囲から 2km の範囲での住居等の配置の状況を現地踏査により把握する。 調査回数：1 回（冬季） 予測を時刻別日影図及び等時間日影図の作成により予測評価を環境影響の回避、低減に係る評価としていますが、□想定地区及びその周辺には、住居、施設が多数存在しており、稼働時における風車の影による 20 生活環境への影響は重大です。今後稼働予定の 15 年から 20 年以上先まで及ぶことを考慮するのであれば、「住居等の配置を現地踏査により把握」し、「調査回数 1 回（冬季）」の調査方法では、「居住する住民、及び、施設を利用する住民」の 20 生活環境への影響を調査する方法として「適切な調査」とはいえないと考えます。 調査の場所は、「風力発電機設置想定範囲から 2km の範囲での住居の全て」において、「通年各月の計測結果」を用い、そのうえで、予測及び評価、結果を検討する必要があるのではないのでしょうか。さらに、結果は一人ひとりの住民に丁寧に説明し、納得を得る必要があるのではないのでしょうか。コミュニケーションを図ったうえでの信頼関係が必要です。 風力発電施設は住居、施設から隔離する必要があると考えます。隔離できないのであれば、風車の影による 20 生活環境への影響は回避できないのではないのでしょうか。 景観についても同様です。 住民説明会を実施されないまま計画が進められていることに、貴社と本事業への信頼関係を保つことが困難になっておりますことを申し添えます。	風車の影及び景観の影響は、今後、計画する風力発電機の配置案を基に、方法書第 6 章に示したとおり、予測及び評価を行います。また、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。 詳細な事業計画は、今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、検討を進めます。 今後の詳細な事業計画の立案にあたっては、風力発電施設と住居等との離隔の確保に努めます。 方法書住民説明会の開催については、多数の皆様の市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言および当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 なお、中止と致しました住民説明会に代わり、今後、改めて説明の機会を設けて参ります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
60	招内川地区は矢筈山の真下の小さな集落であり、古代人が早くから住み、遺跡等も存在することを先に述べたが、この地区は建設予定地のすぐ近くで、風車による騒音、低周波、超低周波による健康被害、家畜、特に養鶏に打撃が予測される。 また招内川地区は、貴社と他社の計画予定の風車に挟まれ、累積影響が特に大きいと考えられる。風車の陰の問題も影響は深刻である。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えています。 本事業による環境への影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えています。
61	「供用時における風車の影により生活環境への重大な影響が懸念される」との知事意見に対し「風車の影による影響を最小限に抑えるための環境保全措置を検討する」とありますが、一体どうすればそんなことができるのか教えてください。	風車の影の影響について、方法書第6章に示したとおり、適切に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることで、影響の回避、低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えています。

(4) 水環境

No.	一般の意見の概要	事業者見解
62	「水環境については、水質で水の濁りについて」、造成等の施行による一時的な影響について調査するとしているが、水の濁りは工事用資材の搬出入、建設機械の稼働時、地形改変時によっても起こる。従って造成等の施行以外でも測定すべきである。 なお、雨季、台風時期などの増水時も測定する必要がある。なお測定箇所は、7か所ではなく芦刈川を追加し、それぞれの調査河川の中流だけではなく、上流側も測定箇所を増やし、4季×2日間は調査すべきで、測定箇所を8×2で16か所へ増やすべきである。	方法書 p301 に記載のとおり、水質の測定は、河川等の現状を把握するため1年間（4季）の4回及び降雨時1回の計5回を予定しています。また、調査地点として、芦刈川にWP-7地点を予定しています。
63	水環境に対する影響について、工事中の水環境のモニタリングは実施しないのでしょうか。また、沈砂池などの土砂流出防止措置についての規模、算定根拠及び維持管理に対する考え方を「方法書に記載すること」と知事意見に書かれているのに、「準備書以降の図書での記載に努める」との事業者見解は県民にとって受け入れ難いです。	工事中の水環境（濁水）のモニタリングについては、現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて実施します。本事業におけるモニタリングの内容は、環境影響評価準備書に記載し、公表いたします。また、沈砂池などの土砂流出防止措置についての規模、算定根拠及び維持管理に対する考え方について、方法書段階では、具体的な内容が決まっていなため、内容が決まる準備書で記載するよう努めたいと考えています。
64	配慮書に対する熊本県知事の意見書には「尾根が裸地となることで地下水に影響を与える可能性がある」とあるのに、事業者見解には「本事業は地下水に影響を与えるような大規模な掘削等の土地改変は行いません」と書かれています。水文学的に見れば尾根を裸地にすることは平地での大規模な掘削等に匹敵する土地の改変であり、地下水に影響を与える可能性の高い行為です。より慎重な調査、検討、評価を求めます。	本事業は、大規模な切土造成等を行う事業計画を想定していませんが、必要に応じ専門家からのご助言や最新の知見を踏まえ、地下水等への影響の程度について把握し、事業計画へ反映します。

(5) 動物・植物・生態系

No.	一般の意見の概要	事業者見解
65	想定実施区域は、海岸までの水系の距離が比較的短く、発電機械の工事期間中、および設置後、土砂流出による河川・海洋生物、特にプランクトン、魚類の数量・移動変化が予測され、既存の生態系ピラミッドが崩壊する恐れが高くなる。このことは、現在把握されている当地域の自然環境に甚大な影響を及ぼしかねない。	生態系への影響については、方法書第6章に示した内容で適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の回避・低減に努めます。
66	郷土の景観と生態系に影響が出ないよう、計画を再考・変更ください。 現地はクマタカをはじめとする希少な猛禽類の生息はもとより、ツル類のほかサシバ等猛禽類など主要鳥類の渡りのコースに近接し、天候や渡来先の選択によっては渡りのコースそのものとなる可能性も高く、渡りコースの混乱やバードストライクも頻繁に発生する可能性があり、設置場所について相当の配慮が必要と思います。	鳥類、生態系、景観への影響については、方法書第6章に示した内容で適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の回避・低減に努めます。
67	方法書等記載の綿密な現地調査の成果を速やかに公開するとともに、設置場所の検討・変更に資するよう、成果を的確に活用してください。	動植物を含む現地調査の結果は準備書において記載いたします。また、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。その中で、必要に応じて、専門家等のご助言をいただきながら、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えています。
68	郷土の生態系と景観に影響が出ないよう、計画を変更または廃止してください。	生態系・景観への影響については、方法書第6章に示した内容で適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の回避・低減に努めます。
69	記載の綿密な現地調査の成果を速やかに公開するとともに、その結果により設置場所や規模を検討、計画そのものを見直してください。	動植物を含む現地調査の結果は準備書において記載いたします。また、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等のご助言をいただきながら、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えています。
70	予定地には絶滅危惧種のクマタカをはじめ多くの野鳥が生息しています。四季折々にその鳥の生態、鳴き声の中で暮らしている生活を全く無視していると思います。またヤマネの生息も確認されています。森林の手入れは今後必要ですし、大切な水源涵養保安林を守る為にも災害の予防対策は必要です。しかしこのような巨大なものを作る為に森林を切りくずし、自然生態系をこわすような計画には反対です。私たち人間も自然の一部であり、電気を作る目的の為にこんな田舎の山をこわすなどとは全くひどい計画だと思います。たった20年間しか使わない巨大風車の為に私たちの山々をこわさないでください。 白紙撤回してください。	今後、クマタカやヤマネを対象とした調査を実施し、本事業による影響についての予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。その中で、必要に応じ、専門家等の助言をいただきながら、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えています。
71	ラムサール条約に認証、登録を目指している本市にとって明らかに悪い影響を及ぼす！ (鶴のバードストライクとなる危険性が非常に高い) 風力発電機群の設置計画地の西側にある部落「日当」「荻之段」には数十羽の真鶴、ナベ鶴が餌探しに飛来している。実に美しい、気がなぐむ風景である。「特別天然記念物」である鶴を数十メートルの目前で見れ、観察もできるのである。 又、この地区の前に流れる「軸谷川」一帯は夏にはホタルが乱舞する、実にロマンチックな市民の憩いの場となっている。伐採による尾根からの濁水等で消滅することが危惧される。	今後、ツル類については渡り鳥調査を実施するとともに、冬季の一般鳥類調査時には日当や荻之段地区周辺も踏査し、対象事業実施地区におけるツル類の利用状況の把握に努めます。また、昆虫類調査と底生動物調査を実施しホタル類(底生動物調査ではその幼虫)の生息状況の把握に努めます。現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
72	添付した写真2枚はキジ（雉、国鳥）と野ウサギ（哺乳類）です。両方とも今回の風力発電所予定地域で偶然、撮影したものです。CGではありません。 大規模風力発電所を建設すれば、このような小動物は絶滅してしまいます。クマタカの事を考慮すると書いてありますが、上記の二種ともクマタカの餌です。クマタカを間接的に絶滅させようとしているのと一緒にです。 計画の中止を求めます。	本事業による鳥類や哺乳類、生態系への影響については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。その中で、必要に応じ、専門家等の助言をいただきながら、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えています。
73	亀嶺峠、鬼嶽、矢筈山山頂は景観だけでなく、近くの森林や草原は、希少動物・植物の宝庫であり、これらの生態系が風車建設による影響を受け、クマタカ、ヤマネ、ヤマガラ、ヤマセミ、アカショウビンなどの絶滅が心配される。なお、山系はサシバなど渡り鳥の経路になっており、天然記念物の鶴にも影響が心配される。	本事業による鳥類や哺乳類、生態系への影響については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。その中で、必要に応じ、専門家等の助言をいただきながら、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えています。
74	ヤマネやクマタカなど希少な動物に対する影響が懸念されますが、巨大な風力発電設備を配置しながら希少な野生動物への影響を回避又は低減する措置とは、具体的にはどんな措置なのでしょう。想像がつかないので教えてください。また、バードストライクやバットストライクは調査、予測及び評価をするだけで回避又は低減する措置を取らないのでしょうか。	本事業による鳥類や哺乳類への影響については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。対象となる影響の中には、バードストライクやバットストライクも含まれます。ヤマネやクマタカへの影響に対する回避の措置の例としては、風力発電機の配置の変更が挙げられます。低減の措置の例としては、工事における低騒音型・低振動型の建設機械の使用が挙げられます。
75	表6、3-14(2) フクロウ 生態系に係る注目種とその非選定理由ですが、フクロウを注目種に選定しながら、「夜間調査が必要で、調査により分布・生態の把握が容易でないことから」との小学生の言い訳のような理由で調査対象から除外しています。フクロウの希少性と自然環境の大切さ、風力発電事業が自然環境に与える可能性のある影響の重大性を理解していないのではないのでしょうか。	森林生態系において、フクロウは上位性種に位置づけられますが、本事業による森林生態系への影響を適切に予測、評価するには、その生息状況を的確に把握する必要があります。また、対象事業実施区域には森林生態系の上位性種に位置するクマタカが生息する可能性があり、クマタカの方がフクロウよりも、現地調査によりその生息状況を適切に把握できると判断し、クマタカを上位性の代表種とし、フクロウは非選定としております。
76	近年、伊佐市においてニホンカモシカが目撃報告が掲載されました(田金秀一郎 Nature of Kagoshima Vol.46)。本種は国の天然記念物で九州では絶滅が危惧されています。本種についての重点的な生息状況調査が必要です。	動物調査においては、無人センサーカメラによる調査を予定しており、ニホンカモシカが生息する場合は、センサーカメラでとらえることができると考えております。調査地点の設定にあたっては、専門家のご意見を踏まえ、ニホンカモシカにも配慮し背後が崖地になったような箇所も設定しました。

(6) 動物(コウモリ類)

No.	一般の意見の概要	事業者見解
77	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点が入り替わってしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由から本意見書の内容について「順番を並び替えること」も絶対にしないで頂きたい。	環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
78	■2. 事業者（電源開発）及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない 事業者及び委託先は「（仮称）上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたい。 法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。本事業の方法書においても環境保全や一般意見に対する不誠実さが目立ち、強い不信感を抱いている。	上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載しました。 結果として疑いを招く事態となってしまうことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めて参ります。
79	■3. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）	環境保全措置は予測結果に基づく環境影響の程度に応じて検討するものです。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
80	■4. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するか未定のようなのだ。ならば、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行っていただきたい。	準備書以降における予測及び評価に際しては、いただいたご意見についても参考とさせていただきます。
81	■5. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015. 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11、2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記の状況であることからライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書(2020年2月、コスモエコパワー株式会社)北海道 ※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第2回)」(令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県 ※ヒナコウモリ3個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和2年10月コスモエコパワー株式会社)岩手県	
82	■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。「科学的根拠のある保全措置」について、本事業者はなぜ実施しないのだろうか。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。 具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
83	■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
84	■8. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者が事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。	現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。 風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
85	■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べること。 その上で、事業者がコウモリ類の追加的な環境保全措置を実施しない理由を述べよ。	環境影響評価法に基づき適切に対応するとともに、ご意見も参考としながら、分かりやすい図書の作成に努めます。 なお、「追加的な環境保全措置を実施しない理由」とのことですが、現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。よって、追加的な環境保全措置の実施の有無についても図書には記載しておりません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
86	■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
87	■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	方法書審査の結果も踏まえ、適切に調査及び予測を実施いたします。
88	■12. 事業者（電源開発）及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことを保全措置とはしていない」などの主張をしている。しかし、つい昨年末に縦覧された事業者の準備書には、『ライトアップをしないのでコウモリ類の影響はない』との予測をしている※。事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の図書は誤謬（詭弁）が多く信用できない。 ※『（仮称）北鹿児島（西地区東地区）風力発電事業環境影響評価準備書』（令和2年11月、電源開発株式会社）p1109	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記のとおりライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
89	■13. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「事業者として不本意」などと主張しているが、いくら「不本意」であっても「追加的保全措置をした実績」はひとつもないようだ。つまり、偽善である。よって、事業者らが本事業において「環境影響の低減に務める」などの主張をしても、その言葉は信用に値しない。	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
90	■14. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているが、事業者らは本事業において、なぜ行わないのだろうか。 （Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010）	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
91	■15. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から200m以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
92	■16. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 保全措置は「コウモリを殺してから」実施しても手遅れである。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
93	■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
94	■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
95	■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
96	■20. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index_shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり参考とさせていただきます。
97	■21. 自動録音バットディテクターを使用した「音声モニタリング調査」について ①自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要である。 ②一方、地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、日没前から日の出まで自動録音調査が必要である。 ③自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 理由：以下のガイドラインに記載がある	方法書に記載のとおり、上空におけるコウモリ類の録音を実施する計画としています。 なお、紹介いただきました情報も参考に、適切に調査を実施します。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」、(https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	
98	■22. 自動録音バットディテクターを使用した解析について事業者の調査結果が適切なかを判断するため、準備書には以下の情報を記載していただきたい。 ・バットディテクターの種類及び分析ソフト ・バットディテクターの感度範囲 (m) ・バットディテクターのマイクの位置 (高さ) ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・自動録音システムの設定	ご意見も踏まえ、適切に図書を作成します。
99	■23. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。
100	■24. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書） P213. NEDO, 2018.	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
101	■25. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 ① コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ② 死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③ 個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録すること。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書） P213. NEDO, 2018.	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
102	■26. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリ事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」、 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	
103	■27.「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
104	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。 1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。しかし、この県立高校非常勤講師は「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム(熊本県)電源開発株式会社内ジェイウィンド株式会社 アジア航測株式会社」で意見を聴取した「熊本県立高校非常勤講師」と同一ではないか。ヒアリングがどちらも2020年9月23日に実施され、コウモリ類の手法についての意見概要もほとんど同じである。 このような地域性を加味しないヒアリング記録の使い回しは誠実なアセスメントとは言えない。鹿児島県におけるコウモリ類の生息状況および調査手法に関する専門家へのヒアリングをやり直すべきである。	方法書に記載のとおり、コウモリ類について、今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行います。 なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。 ご意見のとおり、県立高校非常勤講師へのヒアリングは、「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム」と「(仮称)肥薩ウインドファーム」は同日実施しております。ヒアリング対象者は熊本県内における哺乳類の生態に詳しいことから、両事業で方法書段階のヒアリングを実施しております。両事業で共通した出席者がいたこともあり、調査方法で両事業共通する内容については同一の記載となっております。一方で、当該地域における重要な哺乳類の生息状況については、各事業の地域性を踏まえた情報をいただき、方法書に記載しております。
105	2. 夜間調査で使用するバットディテクターの機種を記載すること。	使用する機種および記録様式の詳細は準備書に記載いたします。また、フルスペクトラム方式のバットディテクター(Song Meter SM4BAT FS、Wildlife Acoustics 社製 等)の利用を検討しております。
106	3. 音声モニタリング調査地点の設定根拠を記載すること。	周囲に森林があることから、森林性のコウモリに対する風力発電機の影響を把握できる地点として選定しました。
107	4. 対象事業実施区域内に風況観測塔は1か所しか建設されていないのか。4,566haの対象事業実施区域に30基の風力発電機が設置されることから、音声モニタリング調査は複数地点で実施するべきである。	現在、対象事業実施区域内にある風況観測塔は1箇所です。対象事業実施区域内で捕獲調査と夜間調査を広く実施することでコウモリ類の種類を把握するとともに、音声モニタリング調査により高度別の生息状況を把握します。
108	5. 表 6.3-11(1)では「音声モニタリング調査」と記載されているが、図 6.3-8(1) および(3)では図中に「高度別飛翔状況調査」と記載されている。なぜ調査名が異なるのか理由を説明すること。	表の「音声モニタリング調査」と図の「高度別飛翔状況調査」は同じ調査を指していますので、準備書において調査名を統一する、もしくは、同じことが分かる記述にします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
109	6. 今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	ご意見のとおり、方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。 なお、方法書作成に当たっては、コウモリ類の専門家等からのご助言を頂き、第6章の調査、予測及び評価の手法に反映しました。
110	コウモリ類の調査結果については、捕獲による種の判別であるのか、音声分析による判別なのかを示して下さい。音声分析による種の判別は現段階では不確実な点があります。根拠となったソナグラムとその分析結果を生データも含めて示す必要があります。また、コウモリ類の保全のためには、出現頻度や時期、確認高度などの情報提示が必要です。	コウモリ類の調査では、捕獲による種の判別を行います。併せて音声分析による判別も行います。準備書段階ではグループを代表するソナグラムの例をお示しする予定です。出現頻度、時期、確認高度については、風況観測塔等における音声モニタリングによる把握する予定です。

(7) 鳥類

No	一般の意見の概要	事業者見解
111	想定実施区域は、ツル類、アカハラダカ、サシバ等のワシタカ類、カモ類、シギ・チドリ類など国の天然記念物や絶滅危惧種を含む多くの鳥類の渡りと移動のルートになっている可能性がある。現段階での計画では発電機械は最高高さ150m、基数30、実施区域面積約4566ヘクタールと高さ、基数、区域面積ともに大規模である。設置された場合、渡りのルートの混乱や発電機械へのバードストライクリスクは回避できず、これにより、各鳥類の個体数の減少が予測される。	鳥類への影響については、方法書第6章に示した内容で適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の回避・低減に努めます。
112	現地はクマタカをはじめとする希少な猛禽類の生息はもとより、ツルやサシバなど鳥類の渡りのコースに近接し、天候や渡来先の選択によっては渡りのコースそのものとなる可能性も高い場所であるため、バードストライクが頻繁に発生する恐れが非常に高く、施設設置場所について、相当の配慮が必要だと思います。	鳥類への影響については、方法書第6章に示した内容で適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の回避・低減に努めます。
113	対象事業実施区域とその周辺の自然環境および鳥類全般について 方法書に記載されている対象事業実施区域（以下、計画地という）とその周辺は熊本県と鹿児島県の県境となっている稜線を含む一帯であり、森林性鳥類と草原性鳥類の両方が生息し、鳥類を頂点とした食物連鎖の中で豊かな生態系および生物多様性が維持されている場所であり、熊本県にとっても自然環境保全上において貴重な地域である。 熊本県側の計画地は、里山から植林地、自然林及び茶畑等の丘陵地であり、この地で発生する斜面上昇風や上昇気流を利用してクマタカなどの猛禽類をはじめ、多くの鳥類がはるか昔から生活を営み、命をつないでいる場所である。また、麓の湯出地区にある湯の鶴温泉は、平家の落人が川岸の温泉の湯でツルが傷を癒していたのを見つけたことに起因している。計画地は鹿児島県の出水平野で越冬するツル類の主要な移動経路ではないが、山口県や高知県との往来で飛行する際の利用が考えられる地である。なおかつ、森林性のヤマドリやカケス、オオルリをはじめ、草原性のホオジロ類、夏鳥のホトトギスなどが生息するなど、複合的な環境要素も併せ持つ地域である。また計画地の周辺には石坂川、芦刈川、頭石川、招川内川、軸谷川、田原川、坂元川の源流があることから、水源涵養保安林となっており、豊かな自然環境の中で、鳥類をはじめ、昆虫や爬虫類、両生類、哺乳類など数多くの生物が生息している場所である。	一般鳥類調査では、重要種以外も含むすべての確認種を記録し、対象事業実施区域に生息する鳥類相を把握します。また、渡り鳥調査においても重要種以外の渡り鳥も記録するとともに、予測においては風力発電機のブレードへの接近・接触による影響（年間衝突個体数の推定）についても、取り扱う予定です。

No	一般の意見の概要	事業者見解
	貴社の事業は、近年、日本で減少しつつある里山から自然林にかけての分水嶺を有する貴重な稜線一帯にかけて計画されているため、鳥類への影響は極めて大きいと言わざるを得ない。 方法書の4章・4-16 (188) ページからの「事業実施想定区域及びその周囲の重要な動物の生息状況（鳥類）」では、15目34科100種の鳥類が選定されているが、前述のホトトギスなどの記載がない。重要種以外にも一般種の生息状況を適切に把握したうえで影響を評価し、また、予測される影響を回避できるよう、質、量ともに十分な調査を実施するために、調査方法等を以下のように再検討する必要がある。	
114	環境影響について 方法書の4章・4-38 ページからの「(3) 評価」で、芦北海岸県立自然公園にも注視している点は望ましい。特に計画地西部に位置する芦北海岸県立自然公園の森林は、海の栄養源となるミネラル分を作り出し、川の流れとともに海岸部の芦北海岸県立公園の海に養分を補給するという重要な役割を果たしている。その多様な環境の中に水俣鳥獣保護区があるため、その環境は保全しなければならない。また、出水小学校鳥獣保護区や高川鳥獣保護区についても同様に自然環境を保全する必要がある。 さらに、「今後具体的な環境保全措置を検討する。」とされ、その留意事項として、「生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。」とされているが、重要種だけでなく一般鳥類も含めて具体的な保全措置について記載すべきである。さらに、「資材の搬出入は極力既存道路を活用し土地の改変及び樹木の伐採面積の最小化を図る。」とされているが、樹木伐採地や道路拡幅後の法面の植栽種についても十分な配慮が必要である。植栽等の植物種によってはニホンジカが好んで食べ、結果的にシカを誘引して個体数が増加し、現存のササなどを食べつくすことが危惧される。特に熊本県中央部から南部にかけてはスズタケなどがシカによって食べつくされ、ウグイスやコマドリなどの繁殖環境が消滅しているところがある。それらについても十分に調査し、食物連鎖による鳥類等のすみかを奪うことがないようにしなければならない。	方法書に記載のとおり、現地調査を行うとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、鳥獣保護区を含めた環境影響の回避、低減に努めます。 一般鳥類調査では重要種以外の鳥類についても生育種を記録します。また、渡り鳥においても重要種以外の渡り鳥も記録するとともに、予測においては風力発電機のブレードへの接近・接触による影響（年間衝突個体数の推定）についても取り扱い、必要に応じて保全措置を検討します。 また、環境保全措置として法面緑化を検討する際は、可能な限り在来種を採用する等、生態系への影響を極力低減するようにします。 林床植生については植生調査を実施する中で、把握するようにいたします。
115	経済産業大臣と県知事意見の順守について 方法書の5章と7章に記載されている、経済産業大臣と鹿児島県および熊本県の知事意見を順守した調査を行うことは必須である。特に経済産業大臣は「累積的な影響」を挙げ、「他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること」と述べている。しかし、貴社は事業者見解として「公開情報収集を行い、可能であれば他事業者との情報交換に努め、累積的影響について、必要に応じて調査、予測及び評価を行い（以下略）」と述べるなど、累積的影響評価の実施には極めて消極的であると言わざるを得ない。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に他事業が存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。また、クマタカの生息、サシバ等の猛禽類やツルの渡り経路についても、「鳥類への影響を極力低減」ではなく、回避する方法を記載すべきである。 熊本県知事は、「まず住民との十分なコミュニケーションに努めること」を意見している。 貴社は、配慮書に対して87件もの意見が提出されていることを重く受け止めるべきで、当該事業は住民を第一に考えて検討すべき重責を担う事業であり、建設の可否を再度、十分に検討すべき事業である。 鳥類についても「水俣市の過去の調査結果から、クマタカとサシバの十分な調査」の必要性を知事は意見している。そのため貴	方法書 p269 に記載のとおり、累積的影響に係る選定項目として、渡り鳥、猛禽類、生態系、景観を取り扱います。一方、一部が重複する他事業者である「(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業」との累積的影響については、他事業が風力発電機を設置する場所は、概ね本事業と重複しており、当社の対象事業実施区域を除く箇所のみで他事業者が事業を実施することは困難であると考えられることから、検討対象として扱っておりません。 環境保全措置については、回避、低減の順で検討します。 図書縦覧や説明会開催を通して、事業の内容を住民に対しては説明させていただき、適切なコミュニケーションを図ります。事業については、今後適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。 調査、予測および評価の手法については、専門家への意見聴取を踏まえ、検討した結果を、「6.3 調査、予測および評価の手法の選定及び理由」に記載しております。今後は、ここに記載した内容に準拠し適切に調査、予測、評価を行ってまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	社は、計画地が希少鳥類にとって重要な繁殖地となっているという視点を踏まえ、質、量ともに十分な調査を実施し、鳥類への影響を回避することが必須となる。特に貴社は「調査、予測、評価手法の検討を行う」としているが、検討ではなく、どのようにそれらを行うかの綿密な記載を方法書に記載する必要がある。	
116	鳥類調査の方法について 方法書 6 章では、一般鳥類の調査として定点調査と任意調査を考えているが、十分な調査を行うと述べられていることから、他の事業者も実施している例があるように、計画地に存在する環境要素を概ねカバーできるようなポイントセンサス調査およびラインセンサス調査も併用する必要がある。特に近年になって個体数が減少していると言われる夏鳥のアカショウビンやヤイロチョウ、サンコウチョウなどが繁殖していないか、十分に留意して調査すべきである。 また定点調査では、鬼岳北側方向の畑地と森林の調査地点が設定されていないが、計画地における鳥類の生息状況を詳細に把握するために葛渡までを補完する調査が必要である。さらに渡り鳥調査については、鬼岳の北西部に調査地点がないことで見落としが発生する。 計画地にはクマタカが生息していることから、方法書ではクマタカを上位種とし、典型種にヤマガラを挙げている。しかし、各々 1 種では、森林全体の生態や保全のあり方を予測、評価するには無理がある。計画地周辺には水田を有する貴重な里山環境が多くあり、クマタカだけでなくサシバやツミ、ハチクマが繁殖する可能性があるなど、希少猛禽類が繁殖していることも視野に入れて、繁殖期には繁殖ステージごとに連続した日程で終日調査等を実施するなど、それらの繁殖状況を詳細に把握する必要がある。特に森林で新しい命をつないでいる野鳥たちの環境を保全すべき観点からも、より多くの種について詳細な調査をすることが重要である。 さらに、計画地にはサシバ、ツミ、ハチクマ、ノスリなどの渡り経路が存在する可能性がある。また前述の通り、ナベヅル・マナヅルの移動経路がある可能性もあり、詳しく調査する必要がある。ツル類の移動経路の存在が認められれば、そこでの風車建設は避けることが必須である。 なお、クマタカをはじめサシバやトビ、ノスリ、チョウゲンボウなどの斜面上昇風や上昇気流を利用して獲物をとる猛禽類が計画地やその周辺を利用しているため、風車建設の影響を評価するためには、十分な空間飛行調査等を実施し、高さ 150m 以上にも及ぶ風車建設による鳥類への影響を適切に評価する必要がある。 鳥類が夜間も移動していることは広く知られるようになってきているが、計画地でも夜間に鳥類が飛行する可能性があることから、渡りの時期などにレーダーを用いるなどの夜間調査を実施したうえで、風車建設による鳥類への影響を評価すべきである。特に、繁殖期にはヨタカやフクロウ類、冬期にはコミミズクやトラフズクなどが計画地を利用していないかを調査する必要がある。 計画地周辺には貴社の他に、矢筈岳、大関山、球磨村、宮ノ尾山にかけて計画地が設定されている風力発電事業がある。自社の計画地における影響評価を実施するだけでなく、他社とも互いに十分に情報を共有して累積的影響を評価するという視点で、繁殖する希少種はもちろんのこと一般種や渡り鳥等を含めて風車の建設がこの地域一帯の鳥類に与える影響を評価すべきである。	表 6.3-11 (1) に記載のとおり、一般鳥類調査では定点観察法と任意観察調査（ラインセンサス調査）を組み合わせで行います。調査地は対象事業実施区域およびその周囲の環境を踏まえ、代表的な環境に設置し、対象事業実施区域に生息する鳥類の把握に努めます。 鬼岳北側方向では任意観察調査のルートを設置し、生息種の確認を行います。また、渡り鳥調査の定点は、南北方向に飛行する渡り鳥の飛跡を把握するため、東西方向に調査地点を配置しております。このことで、極力見落としは防げると考えます。 生態系の注目種として、対象事業実施区域で最も広い面積を占め、風力発電機を設置予定の森林生態系を代表するクマタカが上位性の種、ヤマガラが典型性の種として最適であると判断しました。 鳥の渡りについては、一般鳥類（タカ類を含む）とツル類を対象として適切に調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。 また、希少猛禽類調査においては飛行高度を記録した上で、予測、評価を行います。 夜間調査については、一般鳥類調査として任意踏査を実施し、夜行性の鳥類を把握します。 他事業との累積的影響が懸念される場合は、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行い、可能であれば他事業者との情報交換等に努め、累積的影響について、必要に応じて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置等を検討します。
117	産廃反対時に日本野鳥の会のメンバーが来宅その時の話です。自分達はサシバをトンビの幼鳥と思って居たが絶滅危惧種のサシバと始めて知りました。自宅から 250m 位の山の中腹に子育てに来て居ました性質はツバメと同じで毎年同じ場所で子育てをするそうです。食物はヘビ等の小動物です。平成 15 年 7 月 20 日未明に近くの木に落雷が有ったがそこから移動せず子育てを	本事業による鳥類への影響については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減に努めます。その中で、必要に応じ、専門家等の助言をいただきながら、風力発電機の配置等の事業の

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	続けて居ましたが3年位前に近くの山林が伐採され(3●位)更地に成りその後サシバは来なく成った。天災には強いが人災には弱い性質だと思います。 風力発電が出来ればこの何10倍もの更地が出来てしまいます。クマタカ、サシバ他の動物はどう成るでしょう。 又支柱穴や作業道等の地形変更等で土石流災害や地下水変動で一番困る住民はどうすれば良いか。 一番困るのは昼夜出続ける低周波音体調不良の元と解かって居るのに住民の事は少しも考えて居ない。唯金儲けが出来れば良い会社ですか。何で山間地に作るのですか都会の真中に多くのビルが有り屋上に作れば良いではないか。原発、ソーラ、風力とは都会が多量に電気を使用するからその分を山間地に持って来る山間地には少しばかりのメリットは有るが個人には何のメリットも無い国民は皆平等の生活をしたい。	計画の見直しを行うことを考えています。 今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省)によると、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは、20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」ことが記載されております。

(8) 景観

	一般の意見の概要	事業者見解
118	意見、質問：眺望のこと。 419ページの「環境要素、景観」「主要な眺望景観」の選定内容に、出水市域では不十分、不作為があります。「東雲の里あじさい園」「かごしま茶臼場の里、石碑」と「上場高原コスモス公園の展望所」を追加すべきです。 出水市域で貴社が風力発電施設の建設を想定しているところは、私たちがカリマタヤマ(雁俣山)と呼称しているところです。すなわち大川内中学校から上場小学校に向かう道筋の途中、「あじさい園」を過ぎて西側に展開するのが雁俣山の山並みです。最近樹木の生長によって山並みの風景はいくぶん途切れがちですが、「石碑」まで継続します。「石碑」のあたりに車を停めて休息している方々が大勢おります。このあたりから見渡せば、確かに西側の雁俣山は「指呼の間」であり、南方には紫尾山系の畳畳(じゅうじょう)とした山並みがあります。標高500メートルに満たない場所ながら高山の気分に入れ、古来言われている「浩然の気を養う」という語句を実感できる場所なのです。春夏秋冬、朝昼夕、晴雨に関わらず、折々に良好な展望が得られるのです。この雁俣山系において、貴社が風力発電の建設をおこなうことは「眺望景観」の破壊なのです。さらに追記すれば「あじさい園」の最高所からの展望、「コスモ公園の展望所」も同じような「眺望景観」の場所です。「コスモ公園の展望所」からは、西(出水市域、雁俣山系)から北(水俣市域)、東(伊佐市域)には稜線が見えます。実地検証が必要ならば、これらの三か所を私が直接案内しましょう。	「主要な眺望景観」は、方法書p102の出版に記載された地点をもとに、関係市へご意見をうかがい選定しました。その結果、上場高原コスモス園は、p358に記載のとおり、ヒアリングを踏まえ景観調査地点として設定しています。また、「東雲の里あじさい園」「かごしま茶臼場の里、石碑」に関しては、施設の利用形態等を確認し、必要に応じて調査地点の追加を検討します。
119	大切な日常の眺望が、破壊され穏やかな生活が乱されてしまう！また、健康被害も心配される。萩之段、日当、坂元の各部落では目前に群立する景色となる。(モニタージュ写真を掲示して欲しい)特に上場高原に登り着いた時の、下に広がる山並みの雄大さにいつも感激しているのに、そこに風車群とは？コスモス園、東雲の里などの観光には大打撃となる。又、オルレオコースからも風車群が目に入るので市の観光の面に大きな影響が出てくる。	今後は、景観に関しても適切に調査及び予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、事業による影響の回避・低減に努めます。また、その結果は、環境影響評価準備書として取りまとめ、公表するとともに説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えています。なお、今後、公表する環境影響評価準備書には主要眺望点等からのモニタージュ写真も掲載する予定です。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
120	川内川流域県立自然公園内にある曾木の滝、十曾池は伊佐市の二大観光地です。風力発電機が全部建った場合のフォトモンタージュを作成して伊佐市、伊佐市観光協会、観光事業者と住民に見せてください。	方法書 p357 に記載のとおり、調査範囲は、風力発電施設が「景観的に気にならない」（「景観対策ガイドライン（案）」）とされる視野角 1 度以上となる可能性のある範囲として、現在想定する風車高さ 150m に対して風力発電機設置想定範囲から 8.6km の範囲としています。曾木の滝及び十曾池は、その 8.6km の範囲外に位置しておりますので、景観調査地点として選定していません。

(9) 温室効果ガス

No.	一般の意見の概要	事業者見解
121	温室効果ガス排出量の削減効果等について、比較対象となる森林の伐採による二酸化炭素吸収量の減少は風力発電設備の稼働期間よりはるかに長期間続きます。発電設備の完全な撤去と事業実施区域の環境回復には責任をもって臨まれることと思いますが、それまでの工程とそれに要する期間についても一般市民にわかるように説明を加え、計算の過程とともに示してください。	本事業に係る温室効果ガス排出量の削減効果等について、環境影響評価準備書への記載に努めます。

(10) 説明会

No.	一般の意見の概要	事業者見解
122	質問：事業者が行う水俣市あるいは出水市においての「説明会」では、この競合、重複の対応実際のことの説明を明確に聞いたことがないのです。隠し事があるのではないかと勘繰りたくなるのです。	弊社の本事業に関しては水俣市及び出水市において説明会が開催出来ておりませんことから、他事業者の説明会の内容については承知いたしてはおりませんが、本事業に関する配慮書縦覧は令和 2 年 6 月に開始、他事業者による「(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業」配慮書縦覧は令和 2 年 7 月に開始しており、事業実施想定区域の重複について、弊社は予見してはおりませんでした。弊社としては、今後十分な説明に努めて参りたいと考えております。
123	住民説明会について 対象事業の目的について「周辺自治体の取り組みへ即す」というのであれば、前項でも述べたように「少なくとも地元住民の納得・理解が必要」だと思います。であるにもかかわらず貴社は新型コロナを理由に「住民説明会」を中止にしました。その一方で、出水市議会議員に対する「説明会」は行っています。広い会場を用意すれば新型コロナ対策は十分にできるはずで、「住民説明会」と「地元住民の納得・理解」なしに事業計画を強行することは許されません。早急かつ十分に時間をとった「住民説明会」を求めます。	方法書住民説明会の開催については、多数の皆様が市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言および当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 一方、他事業計画に関する市議会議員の皆様への説明については、参加者が限定されることから、十分な感染対策が可能と判断しました。 なお、中止と致しました住民説明会に代わり、今後、改めて説明の機会を設けて参ります。
124	方法書の説明会は●●4 月 28 日、高尾野で開催された出席者、市民 2 人新聞社 1 人であった。 55,000 人の住民で出席者 2 人、概要書なし、スライドでの説明、写真は NO であった。 説明会が概要書もなく実施された説明会は住民を全く無視されている。規定に基づきしゅくしゅくと実施されている。これで世の中通ると思われますか？！今の政権と同じくイケイケドンドンでは、その内大変なことになる。今の政権と同じ強気でいけば、どうなることや。住民も内容がわかったなら、こんなと絶句してしまう。	本事業の方法書住民説明会の開催については、多数の皆様が市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言および当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 中止と致しました住民説明会に代わり、今後、改めて説明の機会を設けて参ります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	私は今年商工会議所の２階であった時に質問しました。１回目での会議を住民説明会とするのですか？余りに住民をバカにしている。回答なしであったので、第２回目開始前にその時の回答をしてから第２回目を始めて下さいとお願いしたが返事なしではじまった。時間は足りない。これで最後だと。不備な（役所の作った）法律の通り、実施されているが、こんな方法が世の中通りますか？安倍・菅政権は通るが世の中そんなに甘くない。人間としてどう思いますか？自分の庭を荒らされてだまっていますか？	
125	方法書 P382 (7-18) 記載の表 7.1-3 配慮書に対する一般の意見と事業者の見解 ① の見解によると：～事業による影響の回避・低減に努めます またその結果は～準備書として取りまとめ公表すると共に説明会を開催し、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図って～とあり 一般意見書 87 項目に対して 41 項目について上記同様の文言を見解の中に「説明会を開催し～」がうたわれております。2021 2/2～2/4（出水市は 2/3）の説明会を中止のままで済ませようとする態度については納得できません。 延期に切り替えるべきだと思います。 日程は遅れてもかまわないと思ってます。	ご意見ありがとうございます。 方法書住民説明会の開催については、多数の皆様が市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言および当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 中止と致しました住民説明会に代わり、今後、改めて説明の機会を設けて参ります。
126	2021 年 2 月 3 日貴社の説明会が新型コロナウイルス感染拡大のせいなのか突然中止になりました。しかし公表はインターネット上のみ。市役所に問い合わせても「市役所のホームページにのっている」との回答。貴社に電話しても毎日わからない方の対応。説明会では中止ではなく延期です。必ず実施してください。2 月 16 日には出水市議会の議員への説明会（紫尾山系）は実施されています。新型コロナが理由なのか意味不明です。このような貴社の態度ではこの計画は全く紙に書いた絵空事としか思えない。 白紙撤回してください。	住民説明会の開催については、多数の皆様が市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言および当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 一方、他事業計画に関する市議会議員の皆様への説明については、参加者が限定されることから、十分な感染対策が可能と判断しました。 なお、中止と致しました住民説明会に代わり、今後、改めて説明の機会を設けて参ります。

(11) 公告・縦覧等

No.	一般の意見の概要	事業者見解
127	鹿児島県知事は、「インターネットでの継続閲覧」を求めている。しかし貴社は「積極的な情報公開及び説明に努めます。」と記載しているだけで、インターネットでの継続閲覧の記載がないことは極めて不十分である。	図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。そのため、最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。当社としましては、皆様へ迅速に情報をお伝えすることに限界のある中で、正しい情報を誤解無くお伝えするという事を第一に考えております。 また、計画について皆様へご理解を深めて頂きたいと考えております。一方で、図書を他目的・不当に引用・使用されることへの対応からも、扱いを制限させて頂いているところではありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めて参りたいと考えております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
128	アセス図書の縦覧方法について アセス図書は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1～1.5か月と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷ができないことが多いのは不便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではない。縦覧期間が過ぎてしまうと作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認することもできない。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、縦覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などでアセス図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。なお、すぐにはアセス図書を常時公開することは難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。	図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。そのため、最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。当社としましては、皆様へ迅速に情報をお伝えすることに限界のある中で、正しい情報を誤解無くお伝えすることを第一に考えております。 また、計画について皆様へご理解を深めて頂きたいと考えております。一方で、図書を他目的・不当に引用・使用されることへの対応からも、扱いを制限させて頂いているところでありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めて参りたいと考えております。
129	配慮書の公告日 2年6月16日とあるが どのようにして市民に公告してもらえたか？ 今知りました。市民に寄り添う気持は？	環境影響評価法に則り、令和2年6月16日(火)付の日刊新聞紙「南日本新聞(朝刊)」及び「熊本日日新聞(朝刊)」に「公告文」を掲載しました。また、幅広く市民の方に知っていただくため、水俣市、出水市、伊佐市の広報誌に配慮書縦覧のお知らせを掲載しました。
130	配慮書に対する一般の意見がたくさん出ているが、意見を述べられた方は事業者の見解は知っているのか、また、意見を述べた方に対し、評価方法書に記載してあるとおりと言うのはあまりにも一方的でおかしいのではないのか。	ご意見ありがとうございます。 本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。 引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めて参りたいと考えております。
131	貴社の「方法書」を縦覧するために、水俣市役所に行ったが、入り口の片隅の狭い場所、しかも市民の出入りが多い場所に「方法書」を置き、縦覧できるようにしてあった。 この場所ではゆっくり縦覧することはできぬと思い、インターネットにて自宅で見ることにしたが、「方法書」「事業の概要」「説明会資料」も、印刷できないという事で仕方なく、インターネットで各ページを表示し、意見書を書くことになったが、大変苦労した。そもそも環境影響評価はなんのためにやるのか？市民、住民に計画を知ってもらい、計画、調査、評価に問題はないかの意見をもとめ、調査、評価、検討し、対策をとり、計画を完成させることにあるのではないのか。そのような意味で、まず縦覧について意見を述べる。 ①方法書の縦覧場所は、ある程度のスペースがあり、落ち着いて縦覧できる場所に、設置してもらいたい。 ②方法書、事業概要、説明会資料は、必要なところは印刷できるように配慮すべきである。 ③コロナ禍で説明会が開催されていないが、中止ではなく時機を見て説明会を開催し、市民、住民の意見を十分聞くなどの手順を守つ	ご意見ありがとうございます。 縦覧場所については、各自治体にもご相談させていただきながら、設定を行いました。準備書以降の縦覧に際しては、頂いたご意見を踏まえ、再度、各自治体と相談いたします。 図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。そのため、最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。当社としましては、皆様へ迅速に情報をお伝えすることに限界のある中で、正しい情報を誤解無くお伝えすることを第一に考えております。 また、計画について皆様へご理解を深めて頂きたいと考えております。一方で、図

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	てもらいたい。（水俣は配慮書でもなし）	書を他目的・不当に引用・使用されることへの対応からも、扱いを制限させて頂いているところではありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めて参りたいと考えております。 住民説明会の開催については、多数の皆様の市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言および当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 中止と致しました住民説明会に代わり、今後、改めて説明の機会を設けて参ります。
132	HP 上の図書は見やすい文字の大きさに載せて下さい。プリントアウトもわざと見にくくしたのかと疑い深くなります。よろしくお願いいたします。	図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。そのため、最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。当社としましては、皆様へ迅速に情報をお伝えすることに限界のある中で、正しい情報を誤解無くお伝えするというを第一に考えております。 また、計画について皆様へご理解を深めて頂きたいと考えております。一方で、図書を他目的・不当に引用・使用されることへの対応からも、扱いを制限させて頂いているところではありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めて参りたいと考えております。 なお、閲覧に係る文字の大きさにつきましては、ズーム機能を備えておりますので、ご活用頂けますと幸いです。

日刊新聞紙における公告等

南日本新聞（令和3年1月19日 朝刊17面）

環境影響評価方法書

縦覧及び住民説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり公表します。また、同法に基づく説明会を開催します。

■事業者の名称：電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部 肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

■対象事業の名称（対象事業の種類）：発電設備出力（仮称）肥薩ウインドファーム（風力発電（陸上）、最大十二万九千キロワット）

■対象事業実施区域：鹿児島県出水市及び伊佐市、熊本県水俣市

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲：鹿児島県出水市及び伊佐市、熊本県水俣市

方法書の縦覧

①縦覧場所：鹿児島県庁13階環境林務課、出水市役所本庁1階生活環境課前、出水市役所高尾野支所、出水市役所野田支所、伊佐市役所大口庁舎企画政策課、熊本県庁本館1階情報プラザ、水俣市役所飯庁舎1階ロビー、水俣市立図書館1階ロビー、水俣市立総合体育館2階ロビー、水俣市総合もやい直しセンターもやい館2階受付前、水俣市南部もやい直しセンターおれんじ館、水俣市久木野ふるさとセンター、愛林館、水俣市湯の鶴温泉保健センター「はたるの湯」1階休憩所

②縦覧期間：令和3年1月19日（火）～令和3年2月18日（木）

③縦覧時間：各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる

④電子縦覧：<https://www.jp-power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和3年2月2日（火）19時～
伊佐市大口ふれあいセンター・多目的ホール

令和3年2月3日（水）19時～ 出水市中央公民館・小ホール
令和3年2月4日（木）19時～ 水俣市総合もやい直しセンター

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合、右記電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出：環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をもち、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、左記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所（熊本県庁を除く）に設置された意見書箱への投函により提出ください。

②提出期間：令和3年1月19日（火）～令和3年3月4日（木）

■意見書提出先：お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部

事業推進室（陸上開発第1）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600（午前9時から午後5時まで）
（土日、祝日を除く）担当：戸松若林

熊本日日新聞（令和3年1月19日 朝刊14面）

環境影響評価方法書縦覧及び住民説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり公表します。また、同法に基づく説明会を開催します。

■事業者の名称：電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部 肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

■対象事業の名称（対象事業の種類）：発電設備出力（仮称）肥薩ウインドファーム（風力発電（陸上）、最大十二万九千キロワット）

■対象事業実施区域：熊本県水俣市、鹿児島県出水市及び伊佐市

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲：熊本県水俣市、鹿児島県出水市及び伊佐市

方法書の縦覧

①縦覧場所：熊本県庁本館1階情報プラザ、水俣市役所飯庁舎1階ロビー、水俣市立図書館1階ロビー、水俣市立総合体育館2階ロビー、水俣市総合もやい直しセンターもやい館2階受付前、水俣市南部もやい直しセンターおれんじ館、水俣市久木野ふるさとセンター、愛林館、水俣市湯の鶴温泉保健センター「はたるの湯」1階休憩所、鹿児島県庁13階環境林務課、出水市役所本庁1階生活環境課前、出水市役所高尾野支所、出水市役所野田支所、伊佐市役所大口庁舎企画政策課

②縦覧期間：令和3年1月19日（火）～令和3年2月18日（木）

③縦覧時間：各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる

④電子縦覧：<https://www.jp-power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和3年2月2日（火）19時～伊佐市大口ふれあいセンター・多目的ホール

令和3年2月3日（水）19時～出水市中央公民館・小ホール
令和3年2月4日（木）19時～水俣市総合もやい直しセンター

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合、右記電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出：環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、左記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所（熊本県庁を除く）に設置された意見書箱への投函により提出ください。

②提出期間：令和3年1月19日（火）～令和3年3月4日（木）

■意見書提出先：お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部

事業推進室（陸上開発第1）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600（午前9時から午後5時まで）
（土日、祝日を除く）担当：戸松若林

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ

お問い合わせ JP | EN

企業情報

事業情報

株主・投資家の皆様

環境・社会への取り組み

採用情報

ニュース

知る・学ぶ・楽しむ

環境・社会への取り組み > 環境への取り組み > 環境アセスメント > 風力発電事業に係る環境影響評価手続き > (仮称) 肥薩ウイン

環境・社会への取り組み

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

(仮称) 肥薩ウインドファームにおける 風力発電事業

(仮称) 肥薩ウインドファーム 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）

(仮称) 肥薩ウインドファーム 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」）を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 「(仮称) 肥薩ウインドファーム 環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について (PDF:135KB)

● 表紙・目次

● 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

● 第2章 対象事業の目的及び内容

● 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

● 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果

● 第5章 配慮害に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

● 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

● 第7章 その他環境省令で定める事項

● 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

● 資料編

● 要約書

● ご意見記入用紙 (PDF:126KB)

(仮称) 肥薩ウインドファーム 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）

配慮書の閲覧は2020年7月15日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
TEL：03-3546-9600（平日9時～17時）

鹿児島県ホームページにおけるお知らせ

[ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価](#) > 環境影響評価について



ツイート

更新日：2021年1月19日

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、「（仮称）肥薩風力発電事業」の環境影響評価方法書を縦覧・公表しています。（令和3年1月25日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ（外部サイトリンク）](#)

株式会社ジェイウインドが、「（仮称）新南大隅ウインドファーム」の環境影響評価方法書を縦覧・公表しています。（令和3年2月15日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

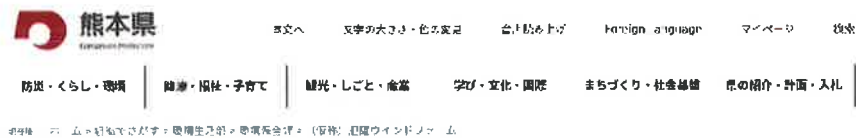
[株式会社ジェイウインドホームページ（外部サイトリンク）](#)

電源開発株式会社が、「（仮称）肥薩ウインドファーム」の環境影響評価方法書を縦覧・公表しています。（令和3年2月18日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[電源開発株式会社ホームページ（外部サイトリンク）](#)

熊本県ホームページにおけるお知らせ



〈仮称〉肥薩ウインドファーム

ページ番号：0051616 更新日：2021年14月19日更新

【〈仮称〉肥薩ウインドファーム】

手続の状況	方式書手続中
手続機関	地方自治体協議会
事業者	肥薩開発株式会社
事業の概要	風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令別添第1の5(別一)種事業)
事業の規模	発電所出力：最大140,000kW
事業実施想定区域	熊本県大分県、熊本県山形市及び伊予市
知事意見照会	令和2年(2020年)6月15日(月曜日)
一般意見の 採及び公表機 関等	令和2年(2020年)8月16日(火曜日)から 令和2年(2020年)7月15日(水曜日)まで (環境省等) 事業予定地の環境影響評価書の資料により代替
同意書	現地視察及び 第1回審査会 令和2年(2020年)8月20日(月曜日) 令和2年(2020年)7月27日(月曜日) 同意書(PDFファイル：130KB)
知事意見	令和2年(2020年)8月20日(金曜日) 知事意見(PDFファイル：202KB) 採択期間： 令和2年(2020年)1月19日(火曜日)から 令和2年(2020年)2月18日(水曜日)まで 採択場所： 熊本県行政庁舎本館1階 情報プラザ 水俣市役所第1庁舎1階ロビー 水俣市立図書館1階ロビー 公費設置 水俣市立総合体育館2階ロビー 水俣市総合市民センター 市民館2階受付前 水俣市役所市民センター 市民館1階 水俣市久保町総合センター 受付前 水俣市役所環境保健センター 市民館1階受付前 採択期間： 令和2年(2020年)2月18日(水曜日)まで
方法書	環境影響評価 第1回審査会 第2回審査会 知事意見 公表機関 環境影響評価 第1回審査会 第2回審査会 知事意見 公表機関 環境影響評価 第1回審査会 第2回審査会 知事意見 公表機関

緊急・重要なお知らせ

2021年1月19日更新
【1月19日更新】緊急が進行している地域について

2021年1月18日更新
【1月18日更新】熊本県庁舎を待機
力室について

2021年1月15日更新
新型コロナウイルス感染症対策に
係る関係機関への対応及び熊本県
庁舎について

2021年1月14日更新
熊本県庁舎の待機力室を待機
力室について

2021年1月13日更新
熊本県庁舎の待機力室を待機
力室について

このページを見ている人は
こんなページも見ています

【1月18日更新】緊急が進行している
地域について

〈仮称〉肥薩ウインドファーム
〈仮称〉大分県大分市

新型コロナウイルス感染症の
感染予防対策

見つからないときは

相談窓口をさがす

鹿児島県 出水市役所ホームページにおけるお知らせ



「（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会の開催について

更新日：2021年1月1

環境影響評価法に基づき、「（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書」の縦覧ができます。
また、同法に基づく住民説明会の開催についてお知らせします。

事業者：電源開発株式会社（東京都中央区銀座六丁目15番1号）

【方法書の縦覧】

場所：市役所本庁および各支所

期間：令和3年1月19日（火）～同年2月18日（木）

時間：午前8時30分～午後5時15分 ※開庁日のみ

電子縦覧：https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_hisatsu.html

【住民説明会】

場所：出水市中央公民館小ホール

日時：令和3年2月3日（水） 午後7時

お問い合わせ先

生活環境課

出水市緑町1番3号1階 電話：0995-53-4042 FAX：0995-52-8126 メール：kankyou_c@city.izumi.kagoshima.jp

鹿児島県 伊佐市役所ホームページにおけるお知らせ

環境影響評価方法書 縦覧及び住民説明会の開催について（お知らせ）

伊佐市 > 新着情報一覧 - くらし・広報誌 > 環境影響評価方法書 縦覧及び住民説明会の開催について（お知らせ）

2021年01月19日

環境影響評価方法書 縦覧及び住民説明会の開催について（お知らせ）

環境影響評価法に基づき、(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり公表します。

① 事業者の名称

電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部 肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

② 対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）

(仮称) 肥薩ウインドファーム（風力発電（陸上）、最大十二万九千キロワット）

③ 対象事業実施区域 鹿児島県出水市及び伊佐市、熊本県水俣市

④ 方法書の縦覧 ① 縦覧場所：伊佐市役所大口庁舎企画政策課

② 縦覧期間：令和3年1月19日（火）～令和3年2月18日（木）

③ 縦覧時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）

[電子縦覧](#)

⑤ 説明会の開催日時・場所：

令和3年2月2日（火）19時～ 伊佐市大口ふれあいセンター・多目的ホール

⑥ 意見書の提出：環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

① 提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

※個人情報が必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

② 提出期間：令和3年1月19日（火）～令和3年3月4日（木）

但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合、上記電子縦覧に掲載します。

⑦ 意見書提出先・お問い合わせ先

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室（陸上開発第一）

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））担当：戸松、若林

熊本県 水俣市役所ホームページにおけるお知らせ



熊本県 水俣市
環境サイト Environment

音声読み上げ 文字サイズ 標準 背景色 標準

行政トップページへ

Foreign Language



[ホーム](#) > [環境サイト](#) > [分類から探す\(地域\)](#) > [環境保全・自然保護](#) > (仮称)肥薩ウインドファームに係る環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会の開催について

(仮称)肥薩ウインドファームに係る環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会の開催について

最終更新日：2021年1月19日

環境影響評価法に基づき、(仮称)肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり公表します。

事業者	電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 誠史 東京都中央区銀座六丁目15番1号
対象事業	(仮称)肥薩ウインドファーム 風力発電(陸上)、最大12万9千キロワット
対象事業実施 区域	水俣市、鹿児島県出水市及び伊佐市
縦覧場所	水俣市役所飯庁舎1階ロビー、水俣市立図書館1階ロビー、水俣市立総合体育館2階ロビー、総合もやい直しセンター もやい館2階受付前、南部もやい直しセンター おれんじ館、久木野ふるさとセンター 豊林館、湯の精温泉保健センター「ほたるの湯」1階休憩所 ※現在、新型コロナウイルス対策の為、水俣市役所及び豊林館でのみ、縦覧を行っております。
縦覧期間	令和3年1月19日(火曜日) から令和3年2月18日(木曜日)
縦覧時間	各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる
電子縦覧	https://www.ipower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html
説明会の開催 日時・場所	令和3年2月4日(木曜日) 19時から 水俣市総合もやい直しセンター もやい館 もやいホール ※但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、説明会の開催が変更になる場合がありますので、最新の情報については、下記URLをご参照下さい。 https://www.ipower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html
意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法	氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見をご記入のうえ、郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。※個人情報が必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
提出期間	令和3年1月19日(火曜日) から令和3年3月4日(木曜日)
意見書の提出 先・お問い合わせ先	電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室(陸上開発第一) 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号 電話 03-3546-9600(午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く))担当:戸松、若林

「(仮称)肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙の意見欄に理由を含めて記入のうえ、ご投函ください。

〒	一
ご住所	
ご氏名	

[illegible]

- 44 -

鹿児島県庁 13 階環境林務課 	出水市役所 本庁舎 
出水市役所 高尾野支所 	出水市役所 野田支所 
伊佐市役所 大口庁舎企画政策課 	熊本県庁 本館 1 階情報プラザ 

縦覧状況 (2/2)

水俣市役所 仮庁舎



水俣市立図書館



水俣市立総合体育館



水俣市総合もやい直しセンター もやい館



水俣市南部もやい直しセンター おれんじ館



水俣市久木野ふるさとセンター 愛林館



水俣市湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」



(仮称)肥薩ウインドファーム 環境影響評価方法書についての意見の概要と当社の見解

<新旧対照表>

	旧		新									
該当頁/ 行	記載内容	該当頁/ 行	記載内容									
p 2 下 2 行目	(3) 意見書の提出状況 提出された意見書の総数は 34 通であった	p 2 下 2 行目	(3) 意見書の提出状況 提出された意見書の総数は <u>36 通</u> であった									
p 3 上 1 行目	第 2 章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられ た環境の保全の見地からの意見は 34 通 132 件であった	p 3 上 1 行目	第 2 章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられ た環境の保全の見地からの意見は <u>36 通 134 件</u> であった									
該当 ページ なし	記載なし	p 37	2.1 事業計画 (1)事業計画全般 <table><tr><th>No.</th><th>一般の意見の概要</th><th>事業者見解</th></tr><tr><td>133</td><td><u>風力発電がもたらす動植物への影響、騒音、低周波振動による人体被害への影響大として設置計画に反対します。</u> <u>建設予定地のみならず、資材の運搬ルートの拡幅工事、森林伐採等が考えられる。自然環境が激変する中、台風による風水害、水俣川、湯出川等の河川への影響、水俣市によるハザードマップを見るだけでも土砂崩れ等の危険が更に増すと考えられる。日奈久断層帯もあり、地震に対しての想定、対応をどのように考えているのか。</u> <u>全国各地で風力発電に対する設置計画反対がある事を考えれば、計画を中止にすることを望む。</u></td><td><u>ご意見ありがとうございます。</u> <u>今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。</u> <u>また、本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。</u> <u>今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。</u></td></tr><tr><td>134</td><td><u>1. 第 2 章 (1) で御社の事業目的は熊本県や鹿児島県など地元自治体の再生可能エネルギー導入を目指す取り組みに即しているように書かれていますが、この事業は地域の自然や人々の生活を壊すのみで、地域経済の発展及び活性化にはつながりません。</u> <u>2. 熊本、鹿児島県境付近はご存知のように地質学的には肥薩火山区と呼ばれ、約 200 万年前に膨大な量の溶岩（洪水安山岩）に覆われ、その後、約 3 万年前（石飛遺跡など）から人類が生活するようになりました。風力発電機の耐用年数は 20 年だそうです、この事業のために巨大な建設機械で山を削り森を壊し、住民に我慢を強いるような計画は、長い歴史の中でつくられたこの地域の自然や人々の生活を冒瀆するものです。地域の環境保全の見地からこの事業計画を撤回してください。</u></td><td><u>ご意見ありがとうございます。</u> <u>本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。</u> <u>今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。</u></td></tr></table>	No.	一般の意見の概要	事業者見解	133	<u>風力発電がもたらす動植物への影響、騒音、低周波振動による人体被害への影響大として設置計画に反対します。</u> <u>建設予定地のみならず、資材の運搬ルートの拡幅工事、森林伐採等が考えられる。自然環境が激変する中、台風による風水害、水俣川、湯出川等の河川への影響、水俣市によるハザードマップを見るだけでも土砂崩れ等の危険が更に増すと考えられる。日奈久断層帯もあり、地震に対しての想定、対応をどのように考えているのか。</u> <u>全国各地で風力発電に対する設置計画反対がある事を考えれば、計画を中止にすることを望む。</u>	<u>ご意見ありがとうございます。</u> <u>今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。</u> <u>また、本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。</u> <u>今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。</u>	134	<u>1. 第 2 章 (1) で御社の事業目的は熊本県や鹿児島県など地元自治体の再生可能エネルギー導入を目指す取り組みに即しているように書かれていますが、この事業は地域の自然や人々の生活を壊すのみで、地域経済の発展及び活性化にはつながりません。</u> <u>2. 熊本、鹿児島県境付近はご存知のように地質学的には肥薩火山区と呼ばれ、約 200 万年前に膨大な量の溶岩（洪水安山岩）に覆われ、その後、約 3 万年前（石飛遺跡など）から人類が生活するようになりました。風力発電機の耐用年数は 20 年だそうです、この事業のために巨大な建設機械で山を削り森を壊し、住民に我慢を強いるような計画は、長い歴史の中でつくられたこの地域の自然や人々の生活を冒瀆するものです。地域の環境保全の見地からこの事業計画を撤回してください。</u>	<u>ご意見ありがとうございます。</u> <u>本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。</u> <u>今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。</u>
No.	一般の意見の概要	事業者見解										
133	<u>風力発電がもたらす動植物への影響、騒音、低周波振動による人体被害への影響大として設置計画に反対します。</u> <u>建設予定地のみならず、資材の運搬ルートの拡幅工事、森林伐採等が考えられる。自然環境が激変する中、台風による風水害、水俣川、湯出川等の河川への影響、水俣市によるハザードマップを見るだけでも土砂崩れ等の危険が更に増すと考えられる。日奈久断層帯もあり、地震に対しての想定、対応をどのように考えているのか。</u> <u>全国各地で風力発電に対する設置計画反対がある事を考えれば、計画を中止にすることを望む。</u>	<u>ご意見ありがとうございます。</u> <u>今後、事業計画及び工事計画の立案にあたっては、災害防止に十分配慮し、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。</u> <u>また、本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。</u> <u>今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。</u>										
134	<u>1. 第 2 章 (1) で御社の事業目的は熊本県や鹿児島県など地元自治体の再生可能エネルギー導入を目指す取り組みに即しているように書かれていますが、この事業は地域の自然や人々の生活を壊すのみで、地域経済の発展及び活性化にはつながりません。</u> <u>2. 熊本、鹿児島県境付近はご存知のように地質学的には肥薩火山区と呼ばれ、約 200 万年前に膨大な量の溶岩（洪水安山岩）に覆われ、その後、約 3 万年前（石飛遺跡など）から人類が生活するようになりました。風力発電機の耐用年数は 20 年だそうです、この事業のために巨大な建設機械で山を削り森を壊し、住民に我慢を強いるような計画は、長い歴史の中でつくられたこの地域の自然や人々の生活を冒瀆するものです。地域の環境保全の見地からこの事業計画を撤回してください。</u>	<u>ご意見ありがとうございます。</u> <u>本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。</u> <u>今後の環境影響評価における調査及び予測結果や、風況調査、測量結果、土木施工性等を踏まえて、適切な事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価手続きや説明会等を通じて、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。</u>										
p 37 ～47	p37 以降のページ番号	p 38 ～48	新 p 37 追加に伴い、旧 p37 以降のページ番号が 1 ページずつ増加。 (例：旧 「 -37- 」 → 新 「 -38- 」)									